

## 令和元年第2回定例会（第2号）

令和元年6月18日（火曜日）午前10時00分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 同意第 1号 監査委員の選任について  
日程第 4 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 5 議案第30号 七飯町森林環境譲与税基金条例の制定について  
日程第 6 議案第31号 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第32号 七飯町税条例の一部改正について  
日程第 8 議案第33号 七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第 9 議案第34号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について  
日程第10 議案第35号 七飯町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
日程第11 議案第36号 平成16年度台風による被害農家が借入する資金の利子助成金交付条例の廃止について

### ○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長 谷 川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸

会計課長兼経済部水道課参事	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 徳 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	川 島 篤 実	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司	経済部水道課長	笠 原 泰 之

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

---

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	竹 内 圭 介
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

---

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

---

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

3 番 平 松 俊 一

4 番 池 田 誠 悦

午前10時00分 開議

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） おはようございます。ただいまから、令和元年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

---

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

3番 平松 俊一 議員

4番 池田 誠悦 議員

以上2議員を指名いたします。

---

日程第2

一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、通告に従いまして一般質問をしてみたいと思います。

一つ目、町の投票率の向上についてであります。

平成27年6月に公職選挙法の一部改正により、選挙年齢が満18歳以上に引き下げられ、有権者が増加した反面、投票率が50から60%台と低迷している状況の中で、夏にも国政選挙があることから、投票率を向上させる対策について、次の点を伺いたいと思います。

1、これまでの投票率の低迷の要因は何か分析しているのか。

2、有権者の移行などを把握し、具体的に検証した内容があるのかでございます。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（悟楼 司） それでは、1点目の投票率の低迷の要因の分析について

御答弁いたします。

要因の分析については、七飯町として個別の調査は行っていませんが、財団法人明るい選挙推進協会が行った全国意識調査の結果を見ますと、「施策や候補者の人物像など、違いがよくわからない」「適当な候補者がいなかった」「面倒だから」などの、余り政治、選挙に関心がなく行かなかった場合と、仕事の関係、病気、高齢などにより、行きたくても行けなかったなどの場合があるようでございます。これについては、七飯町でも全く同じではないにしても、同様の要因があると捉えております。

次に、2点目の、有権者の意向把握と具体的に検証した内容についてでございますが、意向の把握とその上での検証は行っていませんが、近年、期日前投票制度も簡単に投票ができることの認知がされ、期日前投票の投票率自体の投票率は上がっており、利便性が向上した成功例と言えると考えております。

しかしながら、投票率が低くなってきていることは事実であり、七飯町選挙管理委員会としても大きな課題であると認識を持っております。

また、道内においても、投票率が低くなっている傾向であるため、北海道選挙管理委員会などと課題を解消するため連携し、また他の選挙管理委員会での取り組みも研究させていただき、今後対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、投票率の低迷ということで、基本的には私も選挙管理委員会も同様だと思うのですが、有権者の権利が行使できるよりよい環境、こういったようなものをどういうふうにつくっていくかということによって、必然的に投票率のアップにつながっていくのだろうというふうを考えるのですけれども、今の答弁でありましたら、調査はしていない、全国的なもので、これが全て七飯町の選挙の低迷、低迷している、していないという、そういう認識があるかどうかなのです。というのは、低迷しているという認識があれば、逆に七飯町はこういったような要因のために、もう少し上げれるのではないかと、そう

いうさまざまな検討、こういったようなものを加えることができるにもかかわらず、調査はしていない、全国的な調査としてはこうこうこういうようなことが言われているので、七飯町もそうなのだというような話ですし、具体的に意向調査もしていないし、検証もしていないというような、今、答弁でしたけれども、このままでいくとよしとするのか。当然、私はよしとしないと思うのです。少しでも、投票率のアップというか、有権者の権利を行使するために、少しでもいい環境をつくるという立場からすれば、このままの今の答弁では、やはりまずいのではないかと思うのです。

というのは、28年に私、公職選挙法、18歳になって、そのときにまた質問しました。それで、期日前が3カ所、これについてももう少し鳴川の上のほうの公営住宅だとか、ああいうところでふやしたり、いろいろできないのかと。なかなか、買い物途中だとかというのは、わかるけれどもできないのかというような話もしてきましたし、あるいは他のところではバスも運行しているというような、そういうようなことも話しながら、最終的には二重投票のおそれがあるとか、そういうような話の中で、期日前の箇所は現在3カ所どまりという、そういうようなことで、もっともっと検討は加えたいというような、ふやすという意味でないですけれども、さまざまな形で検討を加えたいというようなことで、前回は話をいただいておりますけれども、今回のこの答弁であれば、全く、何ていうのでしょうか、選挙に対する姿勢というのですか、こういったようなものが感じられないのですけれども。

まず、一つには低迷、投票率が低迷しているのか、していないのか、その認識をまず、考え方をお知らせください。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（悟楼 司） それでは、答弁してまいります。

先ほど来の答弁でも申し上げてますとおり、低迷しているか、低迷していないかということにつきましては、数字が低迷していると。前回よりも今回、統一地方選、町議選に至っても、投票率が下がっているということからすると、低迷してい

るというような認識を、私ども選挙管理委員会としても持っております。

その低迷の理由としては、先ほど申し上げたとおり、行けるのだけれども選挙に行かないという方たちがいるというようなところと、また田村議員おっしゃるとおり、行きたくても行けないというような方がいらっしゃる。二通りのケースがある、大きく分けて二通りのケースがあるのではないかというような捉えをしているところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 要は、もう少し具体的にお知らせ願いたいのですけれども、私、ちょっと調べました。

18歳以上、年齢を引き下げて、その中では七飯町の場合、これは住基でちょっと調べましたけれども、18歳から19歳まで434人、これは有権者数の1.8%。前回質問したときには、七飯の選挙管理委員会と、それから道のほうと七高に行って、いろいろ基本的な選挙のあり方あるいは模擬投票、こういったようなものをやりましたということで、具体的に前回の答弁を踏襲するような、例えば18歳になったときには継続してやっているとか、もう少し具体的な返答がなければ、全く正直言って、有権者に対する、さっき言ったように権利を行使できるような環境づくりに向かって、真摯に向かってないというような、そういう印象を受けるわけなのです。

もう少し具体的に、こういうところは、全国的にはこういう意向だけれども、七飯町はこういったようなものに力を入れながら、少しでも頑張っているとかという、そういう返答が欲しかったのですけれども。ちなみに、75歳以上、これは後期高齢者は4,794名で19.9%占めているのです。

全体では有権者の数が2万4,075、これは住基上の数ですから、実際にいるいないは別にしても、そうすると住基の全体の85.6%、こういう人が有権者として権利を行使する、そういう機会が与えられている。特に高校生18歳については1.8%、これは大事な数字ですけれども、

後期高齢者、75歳以上になると、19、約20%が、やはり100歳以上の方もいますけれども、そういう方々が、距離的に歩いていけないとか、あるいは何だかの形で支援していただかないと投票できないだとかという、そういう状況の中の人も中にはいるのです。

そういう人方に対して投票率をアップするには、どういったような具体的な環境を整備してあげることによって、よりよい権利の行使ができるのかという、やはりそういうものを具体的に出していただかないと、前質問したときと同じなのです。むしろ、前よりも私は正直言って、全国的にこういう意向だし、意向把握はしてないし、検証もしていないという、そういう答弁なのです、今。全く、私にとっては誠意がない。もう少ししっかりとこういう分析をしながら答弁をいただきたいのですけれども、ちなみにどうなのでしょう。

今、投票所が22カ所ありますけれども、靴を履きかえていますか。土足で入れるところは何カ所あるのですか。そして、靴を脱がなければ会場に入れれないというのは、何カ所あるのでしょうか。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

田村敏郎議員への答弁より入ります。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（悟楼 司） 貴重な時間を費やしてしまい、大変申しわけございませんでした。

それでは、御答弁申し上げたいと思います。

まず、若年者対策といたしまして、今までも行っておりますけれども、七高だとか中学校へ、明るい選挙啓発ポスターの作品を募集するというような試みを毎年小中学校に行っております。また、明るい選挙まんがコンクール、これについても七高のほうにお願いしまして、七飯高校にお

願いをして、コンクールがあるというような周知を図っております。

また、「私たちが築く日本の未来」というような副教材、これは道選管のほうから七飯高校のほうに直接行っている資料でございますけれども、そういうものを通じて、選挙に対する啓発をしているところでございます。

特に、七飯町の選挙管理委員会としての取り組みになりますけれども、高校だとかで役員選挙あるときに、実際の選挙投票箱を貸し出しをしまして選挙の啓発につなげているというようなところが、今の若年者層に対する啓発となっております。

また、先ほど投票所の、土足かどうかの確認ということで御質問いただきました。現在22カ所投票所あるうちの、土足のまま投票ができるのが9カ所、靴を脱いで投票していただく投票所が13カ所となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それではちょっと確認をしてまいります。

今、22カ所中、土足で投票できるのが9カ所、それから靴を脱いで、履きかえてといいますか、スリッパに履きかえて13カ所というようなことでございますけれども、この13カ所については、随時土足のままの形で投票できるように考えていくのか、それともそのまま固定してやっていくのかという選管の考え方です。

私は、やはり土足のほうが高齢者にとってはかなりいいのではないのかと思うのですけれども、そこら辺の考え方、夏にも選挙ありますし、そこら辺の土足化といいますか、そういうものに順次していくのか、ちょっとお聞きしたいということ、それから今、18歳、七高、小中学校に対する、いろいろやっていたのですけれども、前回は、高校で出前講座という形で何かやっていたようでございますけれども、確認でございますけれども、この七高の子供たちに対して、18歳になったら毎年やるのか、選挙のある年だけ出前講座やるのか、そこら辺の考え方をちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから、前回聞いたのは、湯出川がなくなって文化コモンで一本化するというような、投票所の統廃合がありましたけれども、やはり行革でやるというのもわかるのですけれども、町民に対してマイナスになるような行革という考え方は、私自身ちょっと問題だなと思いますので、そこら辺、選管の考え方を聞きをしたいということと、それからもう一つには、前回確認したのは、片道2キロ、往復4キロぐらいを目安に選挙の投票所を、設置とは言いませんけれども、大体目安にやっているというようなことですが、それ以上になれば、例えば車を運行するとか、あるいはきのうあたりも出てましたけれども、車の実証実験を兼ねながら、やはりこうやってみるとか、それによってどういったような成果といますか、こういう点悪いとか、こういう点よかったとかという、一つの実証にもなると思うので、そういう取り組みを夏の選挙に向けて検討する意思があるかないか。

国政選挙については、経費は国で持つはずなので、ですから、車は別にしても、燃料だとか何とかというのは、それなりの対応はできるのではないかと思うので、ぜひ投票所の遠い人方対象に投票所までのその車の運行といますか、実証実験の考え方がどうか、これもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（悟楼 司） それでは、4問御質問をいただきましたので答弁してまいります。

まず、今の投票所です。靴を脱いで投票していただいている投票所、これは土足化をできないかというところの御質問でございました。

これについては、現状はその古い地域の会館等、和室等を使っているようなところも多いと感じてございます。そういうところを土足化できるかというのは、その場所場所で変わってくると思いますので、そこはその施設を見ながら、できるところはしていきたいと、高齢者とかバリアフリーとか、そういうようなところで検討はしてまいりたいなと思ってございます。

続きまして、七高生に対する18歳、若年者層

に対する選挙の啓発ということで、出前講座につきましては、今回、4月の選挙、18歳の方には出前講座ということではなかなかできなかったのですけれども、今後、学校側と協議をして、毎年進めれるのか、その選挙のタイミングで行っていくのかというようなところは、詰めて対応してまいりたいということで思っております。

3点目になります。施設の投票所の考え方でございます。湯出川会館なくなって、施設が一本化したというところでございますけれども、選管としては、今の2カ所の投票所は維持していきたいという考え方がございます。

ただ、施設も先ほど申し上げたとおり、非常に老朽化が進んでいる施設等もございますので、その施設については、そのまま、選挙は、例えば1日、2日とか使わせていただくというような形になるのですけれども、その施設の本来の利用、目的の中で、その施設が必要かどうかという議論が出てくる、今後可能性があるので、老朽化に伴って。そのようなときには今の2カ所を維持できなければ統廃合ということになりかねませんので、その検討の際に有権者の方が投票しやすい環境の向上ということを考えたときには、やはり田村議員おっしゃるとおり足の確保というのは重要な課題になりますので、そこは検討してまいりたいということで考えてございます。

最後、4点目になりますけれども、車の実証実験、夏の参議院議員選挙、今、想定では7月の4日告示の7月21日の投票日当日というようなことが言われて、確定ではございませんけれども、言われてございます。

その中では、もう期日もうない中で、どのような人をどう運ぶかというのは議論はまだ私どものほうでしっかりされてございませんので、そこはちょっと夏に、今回の選挙にはなかなか取り組むことはかないませんが、今、きのうの一般質問の中でもございました日常的な町民の足をどう考えるかという中で、この選挙のほうでも使わせていただくことができるのかどうかということもございますので、少しお時間を貸していただいて、そこは検討してまいりたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは次、2問目まいります。

大沼地区の「通学合宿」について。

平成27年度から、子供たちの望ましい生活習慣の定着化を図るため、新たな事業として「通学合宿」のモデル事業を大沼地区で取り組みますと教育行政方針に載り、以来平成30年まで記載されておりました。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

1、今年度の教育行政方針に記載がない理由について。

2、これまで実施してきた通学合宿の成果と今後のあり方について。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（北村公志） それでは、1点目と2点目について、あわせて答弁申し上げます。

平成27年度より大沼地区で実施しております「通学合宿」ですが、モデル事業としての期間が平成29年度までの3カ年で終了後、地域の要望により30年度も事業を実施、本年度も7月3日より3泊4日での開催を予定しております。

本年度で5回目を迎え、継続事業として地域に定着したものと判断し、教育行政方針へは記載しておりません。

「通学合宿」は、異なる学校、学年の児童が寝食をともにすることによって、子供たちの自立心や協調性を高めるとともに、望ましい生活習慣の定着を目指すもので、27年度から30年度の4年間で通算68名の児童が参加し、終了後の保護者のアンケートによれば、自立心が芽生えた、協調性が身についたなど、一定の成果を得ていると評価されております。加えて、中1ギャップの解消や保護者や地域ボランティア等の協力体制の構築など、地域力の向上にもつながっていると評価されております。

今後のあり方についてですが、大沼地区の「通学合宿」につきましては、来年の大沼地区の学校統廃合を踏まえ、地域保護者と協議を行ってまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） モデル事業として3カ年。それで29年までという。モデル事業というのは、前回お聞きしたときも2年から3年くらいでめどをつけてというようなことで考えているということと、それから3泊4日、ことしは7月3日からでしたか、3泊4日でやるというような。今まで63名の児童が参加したということで、地域的にも高い評価を受けているということでございます。

これにつきまして、まず狙いとしては生活習慣の、望ましい生活習慣の定着という。これ、もう少し具体的に、生活習慣といえはそれまでの話なのですけれども、もうちょっとこう、具体的に。前、教育行政方針の中には、ノーゲームデイだとか、そういうようなことで、もっと具体的にこういうものをして、あるいは集団的にすることによって、生活習慣のこういうところを改善するのだというような、そういうものをもう少し具体的にお聞きをしたいと。

なぜかと言うと、やはりこういう基本的な望ましい生活習慣というのは大沼地区だけに限らず、峠下、あるいは藤城、あるいは七飯、大中山、それぞれの児童にも多少なりともあるのではないかと思うのです。

そういう中では、教育委員会の考え方としては、まずこういうことをやりながら、地域の人にバトンタッチをしたいのだと。二、三年モデル事業としてやって、そしてその後、いろいろ話し合いながら地域にやっていただいて、地域で今度それなりに対応していただくというような考えだと思っておったようでございますけれども、そうであれば逆に大沼だけでなく、当然こっち側のほうも具体的にどういったような働きかけを今後していくのかというようなことも含めると、まず望ましい生活習慣というのは、まず教育委員会で捉えているのは具体的にどういうものなのか。

確認ですけれども、全国学力学習状況調査から派生した考え方なのか、全く別に出てきた、教育委員会独自のその、あるいは大沼地区独自のそういう生活習慣が安定していない、望ましくないも

のを何とか改善したいという考え方からこの部分が出てきたのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（北村公志） 望ましい生活習慣についてですが、基本的には早寝早起き、それから学校から帰ってきたら、まず宿題を終わらせると。そして、挨拶をきちんとやって、ほかの友達と仲よく、協調性を持った生活をしていただきたい。

もちろん、通学合宿の期間につきましては、テレビもなし。携帯とかゲームもなしということで過ごしていただいております。一番子供たちにとっては、テレビがない、ゲームがないという生活が日ごろ味わったことがないということで、保護者からは非常に好評を得ているところでございます。それがまさに教育委員会の狙う規則正しい生活、望ましい生活と考えております。

それから、ほかの地区につきましては、大沼地区をモデル事業として将来的に拡大できれば、ほかの地区のボランティア等にサポートしていただければということで進めてまいりましたが、実際実施してみたところ、宿泊できる施設、入浴施設などのハードな問題に加えて、地域保護者ボランティアなど、地域の協力がなければ非常に実施が困難な事業であることも痛感しております。

昨年度につきましては、私も含め職員3名が3泊ともに寝泊まりして実施している状況であり、現状の体制のままではほかの地区への拡大は難しいかと考えております。

今後とも地域が主体となって実施していただき、教育委員会がサポートを行うなどであれば、ほかの地域でも実施が可能かと考えております。

要望のあった地域につきましては、今後協議を行って、拡大していければと考えております。

それから、「通学合宿」につきましては、全国的に望ましい生活習慣を身につけてもらおうということで始まった事業でありまして、道のモデル事業というもの、道内でも幅広く実施したところから従いまして、七飯町でも27年度より取り組みを始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 先ほどの答弁の中には、大沼地区の中で実施しているということで、異なる学校の交流、こういったようなものが非常に大事だということも一つの実施の要件として挙げられておりましたけれども、そういうことになると、先ほどの答弁からいくと、他の地域、峠下、藤城、七飯、大中山、ここら辺ではなかなかボランティアの協力が得れないというようなことで、なかなか難しいということですが、やはり異なる学校との交流、あるいは先ほど申し上げた中1ギャップ、こういったような課題を抱えているのであれば、なおさらボランティアがなければ大変なことは重々承知ですけれども、やはり子供たちの育成を考えた場合、今言ったように異なる学校との交流、あるいは中1ギャップ、こういったような課題を克服するためにも、何とかこっちの大沼地区だけでなく、こっちのほうの、協力得れないから無理だよという話ではなくて、具体的にどういったような、隘路が解決できると言えばおかしいのですけれども、課題を克服すると実施できるのか。

これは、やはり子供たちのための事業ですので、確かに派生して地域のボランティア、父兄の人方のさまざまな活動の充足ということも考えるのはやぶさかではないのですけれども、あくまでも児童の生活と、それから中1ギャップと他校との交流、こういったようなものでスムーズな小学校から中学校への移行等考えれば、もう少し峠下からこっち側のほうにも、もっともっと力を入れて実現できるような考え方はないのかどうか。そこをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（北村公志） 議員のおっしゃるとおり、非常に今、大沼では成果を出している事業でございますので、今後拡大していければいいなどは考えております。

ただ、現状、大沼婦人会館で開催であれば、そのまま宿泊もできると。大沼小学校から歩いて婦人会館のほうで登校、下校ができるという、大沼は非常に条件が整っている部分もございます。

藤城、峠下で公民館等での実施が可能であるか



どうかは今後協議してまいります。今年度につきましては大沼で開催をさせていただき、統廃合の事情等を踏まえ、今後ほかの地域での実施が可能かどうか協議してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今、来年4月から統廃合の問題出ましたけれども、異なる学校の交流を主に置けば統廃合で一本化するから必要ないといえませんが、必要ないのですけれども、そもそもの狙いというのが、これはあれですよ、望ましい生活習慣。これは、ほかの学校があろうがなかろうが、要は児童が日ごろの生活習慣に対してどうなのか。先ほど言ったように、早寝早起き、挨拶、仲よくするとか、あるいはテレビがないとかゲームはないよと、こういう中での生活というものが大事だということであれば、引き続き来年一本化されて小中一貫校になるかもしれませんけれども、引き続きやるべきではないのかと。それは、今後の地域の父兄と検討しながらというあれですけれども、基本的な考え方からいけば当然やるべき話だとは思いますが、そこら辺はわかりました。

これについて、まず30年、去年、去年は何人。それから料金です。子供たちの参加費用というのですか、そういったようなものも、何か29年度の対象児童数が41名で、何人出たかちょっとわからないのですけれども、昨年の参加者、これをちょっと教えていただいて、それから料金、参加料金、これもあわせて教えていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（北村公志） 30年度の事業につきましては、大沼地区から20名の参加をいただいております。昨年度の大沼地区の対象学年の児童数が40名でございましたので、半分の児童の参加を得ております。

参加費につきましては、3泊4日で3,500円を頂戴いただいております。3,500円に加え、米4合持ってきていただきまして、その米を炊いて皆さんに召し上がっていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） この実施、来年ちょっとわからないですけども、例えば実施、来年もするといった場合、ほかの校区の子供たちも参加したいと。それで、通学に父兄がこう行き来するという場合、こういうものに参加できるのかどうか。他校区からの参加できるかどうか、そこをちょっと確認したい。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（北村公志） 現在のところ、大沼地区に限定して対象を絞って実施しておりますが、他校区からの参加につきましても、今後、ボランティア等も含めて対応が可能かどうか、地域と協議してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 3番目、まいります。

カキなどの貝類の養殖について。

平成30年4月5日付北海道新聞に七飯町長候補に聞くという記事の中で、「大沼では、カキなどの貝類の養殖を検討し、産業の育成と水の浄化を両立させるのが目標です。」と掲載されておりますが、この記事が実現すると、国内外から注目され、七飯町大沼の大いなる活性化の一つとなると考えます。

そこで、新聞に記載された「カキなどの貝類の養殖」の具体的な事業内容と進捗状況を伺いたいと思えます。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、カキなどの養殖についての具体的な事業内容と進捗状況について御答弁させていただきます。

大沼国定公園は、北海道を代表する観光地でもあり、ラムサール条約湿地にも登録された、豊かな自然環境に恵まれた、貴重な財産です。

その恵まれた自然環境を次世代へと引き継ぐために、環境保全対策は重要な施策となっております。有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量CODの数値では、昭和55年度以降、継続して基準値を超えている状況となり、平成7年11月には、北海道湖沼環境基本指針に基づく重点対策湖沼に指定され、平成9年2月に大沼環境保

全計画を策定し、大沼環境保全対策実行計画に関係する国、道、周辺自治体、大沼漁協、J A新函館、七飯大沼国際観光コンベンション協会、大沼ラムサール協議会などと協力連携により進めてまいりました。

具体的な環境保全目標として、CODの数値を3ミリグラムパーリットル以下とすることを目標として取り組んでまいりましたが、目標を達成したのは、平成23年度の2.9、平成24年度の2.8の2カ年にとどまっております。このような状況から、水の浄化に効果があると言われていたカキなどの貝類の養殖を研究し、産業の育成と水質浄化を両立できないかと検討させていただきました。

具体的には、昨年5月に道へ水質浄化作用調査として内水面増養殖技術指導要望調査を依頼し、7月に恵庭市にある道立総合研究機構のサケマス内水面試験場にて相談、協議をしております。

協議結果として、貝類は水質浄化作用はあるが、水質が改善すると諏訪湖の事例のように、ワカサギなどの魚類の漁獲量が減少するとの見解が出され、大沼、小沼、じゅんさい沼の特産品であるワカサギ漁への影響を考慮し、現時点では実現が難しいと判断いたしました。

大沼の水質浄化と経済活動の両立は長年の課題です。今後も前例に捉われない、新しい発想で関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 道のほうと相談した結果というようなことですが、これは実質、今の答弁の中では「カキなど」という表現なのですが、貝類全てやはり好ましくないという、そういう考え方でいいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） そこまでの調査というか相談というのは、そこまでもまだ至っていないところではございません。カキについてのもについては、ちょっとまだ難しいよという状況です。

また、大沼には過去にヌマガイと言われる貝が

あって、それも浄化の作用があるとは言われているのですが、まだ研究、その貝の生態だとかの研究もまだ進んでないので、これについてもまだこれから研究が進めば、そういうような浄化作用があるとかどのくらいの量が必要だとかわかれば、そういうが進んでくるのかもしれませんが、今のところそこまでの成果というか、そういうのが進んでいない状況でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今の答弁では、カキに限定しておりますけれども、私の質問の中には、「カキなどの貝類の」という、そういう発言が新聞に掲載されているということなのです。したがって、カキという話ではなくて、要するに私言うように貝類、ヌマガイがあったという話ですが、実際そういうさまざまな、もう1年2カ月くらいたっているものですから、もう少しこういうお話をすることであれば、もう少し、今の話では全くめどはないよと。言いつ放しで、それに対する光が見えてこないという。

やはり、こういうふうな新聞に載るということは、基本的にはやはり大沼の方、あるいは七飯の町民だっただいに期待するところなのです。

いろいろ相談した経緯あるかもわかりませんが、カキに限定してやっちゃうと、やはり、僕はこう、ちょっと片手落ちだと思うのです。やはりここに書いてあるとおり、浄化とそれから産業の育成、こういったようなものを考えれば、何もカキに限定することはないし、町長もみずからやはりカキなどの貝類という、恐らく当時は漠然としてたと思うのです。それでいろいろな話を聞くと、カキなのかな、だけれどもカキでない場合の貝類というような表現なものですから、そうであれば具体的にもっと幅広い、やはり大沼の活性化につながるような、そういうものがあるのかどうかというものを、もう少し真剣に探すべきじゃないのかと思うのですが、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 環境生活課長のほうからも答弁しましたけれども、基本的に貝類の餌は

植物プランクトンが主流でございまして、カキのみではなくて、違う貝もそういう浄化の作用はあるというように、大学のほうからもそういう提言があります。

しかしながら、今、大沼のラムサール条約登録湿地ということもありますし、自然環境保全という観点から見れば、外来種というものは、なかなか持ってきてそこに入れるというわけにもいきません。

そういう意味でいくと、もともと大沼に生息していたヌマガイ、あのカラス貝とかって通称呼んだりしているような形の2枚貝、そういうものがまだ生息している場所もあるという部分もございまして、そういう、もともと地元で生息している2枚貝などを活用した部分で、やはりこれ、経済的な、それをその収穫というか、収穫して売ることができるとか、そういう付加価値的なものも含めて、経済活動と自然環境保全と両立できるものというふうに考えれば、まだまだ今、模索しているといいますか、そういう状況ということで、こちらのほうも大沼環境保全協議会も通して、各機関とも協議しながら、地元のそういう漁業協同組合さんなども協議して、これからも考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今の答弁の中では、出てきましたけれども、私は別に外来種を入れるとか、そういう話ではない。例えば、やはりそういうカキだとか貝類が大沼によって浄化されたり、あるいは産業の育成につながったりすることによって、大沼の地区、あるいは七飯町全体が活性化していく、あるいは産業だけではなくて研究機関なんかも入ってくれば、なおさらいいことだろうなというふうに私は考えるのです。

産学共同という、そういう中で大沼をもっともっと活性化させていくいい機会だなと私は思っているのですけれども、そうするとまだ入り口にも入っていないという感じなのです。

ですから、例えばいつまでに具体的なものを決めようとかという、こういう話あるけれどもどう

する、ぐらいの話なのか、もう少しやはり町長がここまでお話しして、町民が期待感を持つということであれば、もっともっとやるのだという前提でもって、こういう貝の選定であるとか、あるいは大沼も水温の問題だとか深度の問題、あるいはいろいろあるかもしれませんが、やはりやるという前提で検討に入るのか、それともまあ、どうするぐらいの話なのか。私はやるという前提に立って話をしないと、ここまで大きい話出ちゃうと、やはり期待感のほうももっともって私は大きいものがあるのではないかと思うのですけれども、そこら辺、どういう考え方で今後検討していくのでしょうか。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 大沼の場合は、やはり大沼湖の水利用といいますか、例えば観光にも使っている、北電の発電にも使っている、それから土地改良区の水にも使っているというような、かなり多様化している部分もございまして、そのために大沼環境保全協議会を設置して、その中で各関係機関と事業の調整をしているところでございまして、そういう意味では、そういう可能性のある事業については、各機関それぞれ出し合っていて、その中で、その中で調整、協議の中において進めるものについては進んでいきたいという考えでこれまでも来ましたが、これからも進めていきたいというふうに思いますので、今いただいた御意見も参考にしながら進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○5番（田村敏郎） 終わります。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

通告順に発言を許します。

中川友規議員。

○14番（中川友規） それでは、通告にしたがいまして、1問質問いたします。

学校でのトラブル発生時の対応について。

近年全国的に、児童虐待や子供を対象とした事件、不審者出没、いじめ問題、モンスターペアレントなどのほかにも、学校を取り巻く環境でさまざまな事件やトラブルが発生している。そんな中、実際に事件やトラブルが発生した場合、教職員の対応や学校の対応がとても重要で、問題解決の要となる。

しかし、現状の学校現場では、教職員や学校がすぐに判断をし行動するのはなかなか難しい状況であると考えます。そこで、次の点について伺いたい。

1、実際に、事件やトラブルが発生した場合、町、教育委員会、学校現場はどのような対応をとっているのか。また、事件やトラブルを想定したマニュアル等はあるのか。

2、学校や教職員が適切に判断をし、行動できるように弁護士など常に相談できる環境をつくるべきではないか。

3、事件やトラブルの予防策、事件やトラブル発生時の初動対応などに関する他機関の連携について。

4、学校の働き方改革によって、学校と地域や保護者との連携や距離間に影響はないのか。

5、学校の働き方改革によって、事件やトラブル発生時の初動対応に影響はないのか。

6、今後の町や教育委員会の対応策について。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、1点目の事件やトラブルが発生した場合の対応と、マニュアル等はあるのかという御質問についてですが、全ての事例に対応したマニュアルはございませんが、いじめにつきましては、平成28年2月に策定し、平成31年2月に改正した七飯町いじめ防止基本方針、こちらに基づき対応を行うこととしております。

また、学校内での傷病者の発生や不審者の侵入、また災害発生時などの危機発生時につきましては、七飯町立小中学校における管理共通マニュアルをもとに各学校で作成しているマニュアルなどにしたがって対応を行っております。

また、学校で虐待を受けたと思われる児童生徒

を発見した場合は、文部科学省が定める虐待対応の手引き、こちらに基づき対応しており、まずは教育委員会へ報告し、必要に応じて教育委員会を通じて子育て健康支援課へ通告を行うこととしております。

さらに、明確に虐待と判断される場合や緊急の場合につきましては、直接児童相談所へ通告を行うこととしております。

このほか、マニュアルなどない事案につきましては、各問題トラブルの内容に応じて、適宜対応を行っているということでございます。

次に、2点目の学校や教職員が適切に判断をし、行動できるように、弁護士など常に相談できる環境をつくるべきではないかという御質問についてでございますが、近年、全国的に各学校では、いじめや不登校、事故などといったさまざまな問題が日々発生をしております。問題は、年々、深刻化、多様化をしております。また、保護者からの強い要求やクレームなどに対する対応のあり方も、学校や現場の教員が今日苦慮している問題の一つとなっており、学校現場を取り巻く環境はとても複雑なものになってきております。

このような状況から、学校でのトラブルの発生や、問題の深刻化を防ぐため、学校からの相談相手、または助言を行う弁護士、いわゆるスクールロイヤーの必要性というものが求められるようになり、平成30年1月に日本弁護士連合会が文部科学省へスクールロイヤー制度の構築整備を求めたことを受けまして、現在、法整備へ向けた動きが進みつつあります。

このような社会情勢の中、七飯町教育委員会といたしましても、学校でのさまざまな問題、あとクレームへの適切な対応、またスムーズな学校運営を図る上で、このスクールロイヤーの設置は必要だと認識をしておりますので、国や道の動きを注視しつつ、導入に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目の事件やトラブルの予防策、事件やトラブル発生時の初動対応などに関する他機関との連携についてでございますが、こちらも発生する事件、トラブルの内容によりますが、各対応マニ

マニュアルが定められているものにつきましては、マニュアルに沿った関係機関との連携を図るものがあります。また、対応マニュアルなどの定めがないような事件、トラブルなどが発生した場合につきましては、教育委員会を初め、役場内の関連する課や各学校のPTA、あと地元町内会、警察など、必要に応じた関連機関と連携して対応しているというところでございます。

4点目の学校の働き方改革によって、学校と地域や保護者との連携や距離感に影響はないのかという御質問についてでございますが、学校の働き方改革の主な目的としましては、教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備に集中して、健康で生き生きとやりがいを持って勤務することができる環境を整備することにあります。

中でも、学校閉庁日や部活動休養日の実施などにより、教員の健康増進と児童生徒たちが受ける授業の質の向上、児童生徒と向き合う時間がふえることにもなりますので、保護者との連携や距離感の影響というのはないということで考えており、御理解と御協力をお願いしているところでございます。

5点目の学校の働き方改革によって、事件やトラブル発生時の初動対応に影響はないのかという御質問についてでございますが、夜間や休日などでも、緊急時の問題、トラブルへの対応と、こういうもの、対応につきましては、これまで同様の対応ということになっておりますので、これにつきましても4点目と同様、影響はないものと思っております。

6点目の今後の対応についてでございますが、事件、トラブルの内容にもよりますが、基本的には、これまでと同様に、マニュアルに沿って各関係機関と連携して問題解決に当たってまいります。学校で発生する問題やトラブル、また現場を取り巻く環境というのは目まぐるしく常に変化をしておりますので、必要に応じて各マニュアルの見直しを行うなど、変化する情勢に対応していくとともに、関係機関との一層の連携を図っていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 今、統一はされていないけれども、各部署でいじめだとか学校の中でのマニュアルみたいなものは作成されていて、それに基づいて今やっているということだったと思うのですけれども、あと、スクールロイヤーというものです、これも導入に向けてやっていくというような答弁だったと思うのですけれども、これ、導入に向けてということですので、必要性は重々調査して進めていくということだとは思いますが、これも、今のところ国だとか道とかの動向といたしますか、今、国のほうで、文科省のほうで今これ、大臣の記者会見のやつですけれども、スクールロイヤー活動に関する調査研究を実施しているところであるということで、これをもとに文科省として調査結果を踏まえつつスクールロイヤーの配置促進について今後検討していくというふうに、国のほうでもこれ進めていくという前提で今動いている中ですけれども、国のこの調査、ことしの調査ですぐにまたスピーディーに動いていってこればいいのですけれども、なかなかスピーディーに行かない場合についても、やはりこれは町として、町としても独自に考えていかなければいけないものだと思うので、当然、他市町村、既にもう取り入れているところも実際ありますので、そういうところもしっかり、国や道からの報告を待つのではなくて、実際にやっているところを町として調査して、早くやれるような対応をしていったほうがいいのではないかなというのと、それに伴って、これ、弁護士さんを学校の先生や学校側がすぐに対応できるように弁護士さんに相談できるというシステムだと思うのですけれども、やはりいきなり教育委員会のほうで、当然周知はして先生方もわかるとは思いますが、例えば先生方も実際これ導入されたときに、どこまで相談していいのか、例えばいろいろな学校の取り巻く中では、モンスターペアレントだとかいじめ問題だとか児童虐待だとか、いろいろなケースのことが関わってきますので、そのときに先生たちが、こういうケースのときには相談していいのかとか、その相談することすら多分今わからないと思うのです。こういう制度があった方が

いいというのはわかると思うのですけれども、その先生たちに対するその周知といいますか、実際に例えばここ七飯町でいけば、近くでいけば函館の弁護士会だとか、そういう専門分野のところがあるのであれば、そういうところと先生たちに対する研修会を開くとか。これ、スクールロイヤーを導入するので進めていくに当たって、それを早くやっていただくのが一番いいのですけれども、それを早めるに当たって、まずは先にその先生たちとか学校現場なり教育委員会のほうで、どういう研修会です、そういう、どういうときにすぐ連絡とれるよとかというものを、研修する場がまず必要でないかなと思うのですけれども、その辺について。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） ただいま、御質問がございました。

まず国の動向を待つことなく、町でも必要であれば検討する必要があるのではないかという部分でございますけれども、現在、町としましては、議員がおっしゃるように、やはり町独自でも対応が必要ではないかというようなことも考えはあります。

国の動向も注視はしているのですけれども、各学校のほうにも実際にこのスクールロイヤーを導入した場合に相談するとすれば、おおよそその各学校でクレーム等に対応したりですとか、弁護士に相談すべきその事案がどれくらいあるのかというようなことで、各学校にも聞き取りを行っているのですが、先ほど議員がおっしゃったように、現場の先生での判断で、なかなか相談にすべきものなのかどうなのかというのは判断がつかないというようなお声も聞いております。

そういった意味では、教育委員会としましては、研修会のほう、こちらのほうは大変必要だと思っております、研修会を行うことによりまして現場の教員が弁護士等に相談すべき事案というのがどのくらいあるのかというのが把握できると思っておりますので、こちらの研修会につきましても、教育委員会としてはそういうふうに検討していきたいということで考えております。

ただし、導入に当たっては、学校、あと教育委

員会だけの判断ではなく、各学校にコミュニティースクールというものがございますので、こちらのコミュニティースクールのほうにも図って、そして導入に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） スクールロイヤーに関しては、実際にそういう形でやっていくということだと思うので、ぜひそれはそのように、実際の声を聞いて、先生たちの声を聞きながらやっていただきたいなど。

スクールロイヤーというイメージでいったら、学校側を守るだとか、そういうイメージが強いかもしれませんけれども、これ、実際これできると、例えば先生方の誤った初動対応、これも防げるので、先生たちも守れるし、要らないトラブルが起きないとなると、PTAのほうだとか保護者のほうもそういう悪い関係になりづらいということもありますので、幅広くこのスクールロイヤーというものを利用して、大きく考えていただきたいなど。

児童虐待の関係なのですけれども、先日も札幌のほうで、そういう事件が起きてしまいましたけれども、今、七飯町のほうで、私、3月議会でも質問したのですけれども、その中で、そのときは件数、ちょっと残念ながら把握してなかった状況だったので、今現在、町としてはどのような状況といたしますか、町の児童虐待の関係のほうはどのような状況に、昨年度はどのような状況になっていたのかなど。

一応、これ、質問の中で、町の、町側の意見もというので出しているのですが、今先ほど、学校教育しか答弁なかったもので、ちょっと町側の見解も聞かせていただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、答弁してまいります。

町では、3月議会で議員より質問を受けた後に児童相談所に出向き、今後における連携強化の体制についても協議を行ってまいりました。

当町に関連する事案等について、児童相談所が

行う援助方針会議への参加も積極的に行うこととしております。

また、児童生徒への虐待事例、あるいは家庭内における暴力行為などについては、保育所、幼稚園、学校現場、教育委員会、そして七飯町、それぞれが速やかに情報を共有し、迅速対応が可能な連携体制を整えております。

さらには、関係機関が責任を持ってかかわることができるケース会議の開催を積極的に行うなど、児童保護の体制を徹底強化し取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、昨年度、児童相談所における七飯町分の相談件数については、延べ39件となっており、この中には重複分もございまして、それを除くと33件と把握してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 児童虐待に関しては、なければ一番いいのですけれども、かといって少なくとも対応策というのでしょうか、ただ33件というのは少ないとは思えないのですけれども、こういうのも3月からまだ二、三カ月しかたってませんけれども、体制は児相との連携だとかという形でやっているようなので、ぜひそれもしっかりとやっていただきたいなど。

新聞報道ですけれども、48時間ルールの中で札幌がそれを守れなかったということもあるので、新聞報道ですけれども、函館を含む道内の8児相で4月、5月の2カ月間に虐待通告があったのは746件、このうち48時間以内に安全確認できたのは682件。それで64件のうち、通告受理後に訪問したが不在だったので48時間を超えて連絡、超えてからの連絡がついたとか、その、把握されたというのは60件ということで、おおむね最終的には確認はできているのですけれども60件で、残りの4件は、スーパーで子供が怒鳴られていたとか、そういう特定できないような案件だということも書かれていますので、実際は60件だと思うのですけれども、この48時間を超えたケースというのは、町内ではあるのですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 48時間以上に及ぶ児童の対応が確認できなかったという件数については、今のところ児童相談所との連携の中では当町についてはございません。

48時間以内に必ず子供の様子を確認できる初動体制を強化しておりますので、迅速に対応し、児童相談所にその旨を報告するということが今現在実施しております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） それであれば、ちょっと一安心というのもあるのですけれども、今後なるべく、なるべくといいますか、やはりこういう事件がふえている中ですので、徹底して対応していただきたいなと思います。そして、また児童虐待防止対策体制総合強化プランという、この厚生労働省のやつなのですけれども、この中で、これ3月のときにも言ったのですけれども、市町村の体制強化というところで、子供家庭総合支援拠点の強化、市町村における相談体制を強化するため必要な職員を確保して、子供家庭総合支援拠点の設置を促進するだとか、また要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員だとか、これは七飯町ではないのかな。

国のほうでもこの各市町村のほうに対して、ここ数年の事件が多分非常に多すぎるということで、早急にいろいろ動いていると思うのですけれども、各市町村でも専門的な職員を配置することを今促してきていると。これについて、国は今漠然とそういう感じできていると思うのですけれども、実際にそうなると、その市町村のほうで今度は人件費だ等々も含めてかかってくると思うのですけれども、この辺についてちょっとどうなのかなと。お金はかかるけれども、体制づくりをしっかりやっていった方が、本当に未然に、大きくなる前に防ぐことができるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺について。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 私のほうからお答えしてまいります。

今、いろいろ児童虐待については全国いろいろ

ケースの、ケースといいましょうか、いろいろな場合があるかと思えますけれども、今ちょっと質問の部分について、市町村においてもそういう専門的な係を配置すべきではないかということですが、今即座に、はい、わかりましたというふうにはなりません。議員さんおっしゃられたとおり、財政的な問題もございます。職員を配置するところについては、半永久的にずっと置くというような形になりますので、慎重に審議といいましょうか、進めていかないとだめだなということでございます。

ただし、今、専門の職員を置くというよりも、専門の児童相談所だとかいろいろなところがございますので、そこと連携がとれているというような部分がございますと、そこまでが必要なのかなというところもちょっと検討してまいりたいなと思っております。

実態を押さえながら、国の状況、北海道の状況、それぞれの状況をつかみながら検討させていただければなと思えますので、その点少し、時間も要すると思えますけれども、そういう部分については検討させていく時間をいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 実際にお金もかかることですし、児童相談所、現状で連携がとれていて、今の町の体制で十分この対策がとれている状態というのであれば、それはそれでこの町の体制にあわせた中でやっていくのはいいかなと思うのですが、ただ、後々お金がなかったから、なかったからというか、人件費がかかるのでやらなかったというようなことにだけはならないようにしていただきたいなと。

当然、今、子育て世代が町としては今ふえている方向に向かっているときのうの質問でもありましたけれども、そういう結果が出ている中では、子育て世代がふえるということは、本来はあるべきことではないですけれども、そういう対象世帯はふえるということですので、やはりその辺もどこか頭に入れていて町としてやっていただきたいなと思えます。

その辺について、ちょっと、子育て世代がふえてくるということでそういう可能性もふえることもしっかりと担当のほうで把握しながらいかないと、子供を政策的なほうでふやしていくというほうだけで把握しているのではなくて、やはり子供がふえるということはそういうよくないほうも可能性がふえるということも頭に、頭にといいますか、そういうのを考えて執行していただきたいと思うのですけれども、その辺について。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 児童虐待の件につきまして、3月の御質問にあつて、その後、私も含めて、課長と係長と3名で函館児童相談所のほう、相談に行かせていただきました。

先ほど子育て課長のほうから話、答弁があつたように、今後、児童相談所とそういう事例が発生した場合には、所在地である七飯町も連携、協力して情報提供あるいはその場所に一緒に出向くなど、そういう連携した活動をするというふうにして確認してきております。

その中で、今回、児童相談所が毎週金曜日に、午前中なのですけれども、援助方針会議というのを、そういうケース会議というのでしょうか、御家族のそういう対応をどうしたらいいかという部分の会議を毎週金曜日に行っているのですけれども、その会議にも七飯町のケースがある場合には御連絡をいただいて、こちらの担当係、あるいは私どもも含めて必ず1人がその会議に参加させていただいて、状況も把握するというふうな相談をこの3月に。大変、御指摘されてから動いたという点では申しわけなかったのですけれども、そういう体制を今組んでおります。

そういう部分で、今言った各市町にそういう支援体制もとかという国のほうの方針が出ていますけれども、まずはそれは、中核市だとかそういうところも全然、設備とか整備がおくれているという状況もありますので、今は七飯町としては、函館の児童相談所とそういうふうにして、連携を密にして、そういうケース会議にも出席させていただいて、その中で状況を見ながら、副町長答弁にもあつたような体制も考えていきたいということですので、御理解いただきたいと



思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 虐待のほうについてはわかりました。

あと、働き方改革のほうで、今、現状、コミュニティスクールだとかもあるということで、またトラブル発生時についても現状どおりということで影響はないということだったのですけれども、今現在はそうなのかも、そうだと思うのですが、できればそのまますぐ、今みたくすぐ対応できるようにという感じでしていただきたいのですが、ちょっと北海道の道教委のほうでこの働き方改革に伴って、電話とかを留守番電話対応にするというお話も出ているようなので、これをまた市町村教委に対しても同様の対応整備に向けた方策を講じるよう促すというようなことなので、それであればちょっとどうなのかなど。

やはり、先ほどからは虐待だとかいろいろな事件だとかありますけれども、確かにモンスターペアレントとかでそういうのもありますけれども、やはり学校と保護者なり関係機関が何かあった場合、当然クレームもありますけれども、連絡が留守電対応というのはちょっとどうなのかなという。

片やコミュニティスクールで地域だとかそういう関係と学校が密にして連携をとっていきましようと言いながら、私たちは留守電にしますよという話にはならないのではではないかなというのがありまして、これ道教委のほうからこういう話が来た場合、七飯町としてはどういうふうに考えていけるのか。わかりましたと言ってやっていくのか、七飯町の現状、実態を把握した中でやっていくのか。その辺について。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） ただいま御質問がございました。道の道立学校のほうでは、時間、働き方改革の部分で留守番電話での対応を予定しているというようなことで、状況は伺っております。

町のほうとしても同じような対応になるのかな

という部分でございますけれども、現在のところは、まだ道のほうから同じような対応の部分で通知等はまだ正式に来ていないので、まだ検討の段階には入っておりません。

町としましては、今のところ、今まで通りの対応を予定はしておりますが、ただもし通知があった場合ということであれば、検討の必要は出てくるかと思えます。

ただ、議員がおっしゃったように、一概にただ留守番電話の対応というようになると、緊急時の対応はどうするのだというような部分もございまずので、緊急時の対応も含めまして、今後検討していく必要があるかと思えます。

ただ、今現状では、今までどおりの対応ということで予定はしております。今後、必要があれば、そういう検討入っていく場合もございまずけれども、教育委員会として主導的に対応を変えるというようなところは、現在のところは予定してないということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） これ、道立のほうも、町のほうは今現在はないということで、どっちにしろそういう話が来た場合には検討し、しっかり精査してやるということだと思っておりますけれども、これ道のほうは留守番電話設置、これ夏からやる予定のようではございますけれども、緊急時はメールで転送みたいな感じで対応するようではございますけれども、実際にこれは道のほうなのであれではございますけれども、そういうものに関してもしっかりと地元、地元というか各小中学校においてもそれぞれのPTAといたしますか、それぞれの環境でまた違うこともありますので、その辺についても各学校にあった対応でやっていただきたいなど。

ちょっと繰り返しになっちゃいますけれども、今ちょっとしゃべっちゃったので、町としてはしっかり地元のその学校とPTAなりコミュニティスクールなりで協議して対応していくということですね。もう1回、最後。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 私から御答弁申し上げます。

す。

まず、大前提として、先生方の働き方改革が出てきた経緯ということを改めて申し上げたいと思いますが、文部科学省が平成28年に行った教職員の勤務実態調査で、学校の先生方が平均で平日11時間以上、それから休日で1時間から3時間働いているということです。平日で11時間ということは、毎日3時間、5日間平日があったときに15時間残業している。それが4週あると60時間。これに土日を含めると、70時間、80時間。あるいは、人によっては100時間近く残業しているということで、その中で過労死に至っている教員もいるという実態がある中で、やはりその働き方改革をしなければいけないだろうという形になってきたということです。

これは先生方だけではなくて、民間企業においてもその100時間というのが一定の歯どめになっているというのがありますけれども、そういう経過の中で、ことしの1月の中央教育審議会の答申の中で、こういうふうに言っています。「学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向き合って、みずからの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、みずからの人間性や創造性をたかめ、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることである。」というのが目的ということです。

それで、その文科省の答申の中に、幾つか働き方改革を進めるに当たってのチェックポイントが出されておりますけれども、その中に、子供たちの登下校時間が示されている。例えば、子供たちが来たらすぐ校門を開けて学校を開放しますよではなくて、例えば8時15分じゃないと学校は開けませんよとか、そういうものがあるかどうかということの中に、留守番電話が設置されているというのがあるのです。これ、文科省の指針の中では。

それと、もう一つは部活動の活動時刻が設定されている。これはもう、町のほうでつくりました。これは、道教委の問題じゃない、文科省としてそういうふうやってきているということが大

きな道教委が今回一步踏み出したという原因であります。

では、先生の働き方改革をする上で、先生方の忙しい要因が何なのかということなのですけれども、これは七飯町単独の問題じゃなくて、教職員の全般的に言えることは、一般的には、例えば保護者対応が多くなったとかというのが推測されるのですけれども、現実的にアンケート調査やった中では、翌日の授業の準備だとかに時間がとられているというのが非常に多いということの結果が出てきてます。

そうすると、その授業の準備が多いということは、子供たちにとっていいことではないかということなのですけれども、当然そうです。だけれども、それは子供たちによりよいことをするのはいいのですけれども、ではそれを受け入れるだけの子供たちが容量があるかどうかという問題。

これは、文科省、この教育という本にも書いてあるのですけれども、例えば温泉の効能がいいですよと言ったときに、それぞれの効能が違った温泉を5カ所歩いたときに、端的にいえばのぼせてしまうという可能性もあります。逆に言えば、先生方も一生懸命になるがゆえに、いろいろなものを子供たちに提供したいということでそこに時間をとられているという現状があります。

そういう意味では、先生方が取捨選択をして、今の子供たちに何が必要なのかということ、過去を捨てて今の教育指導要領に基づいた教え方をしっかりとしていくことが働き方改革、時間短縮をする一つの要因になるということがあります。これは大きな要因です。

ただ、もう一つは、留守番電話については、結局何時でもかかってくるような状況の中で、先生方がそれに翻弄されているという実態も一部ではあります。

それを遮断するために、道教委としては7時半以前については受けません、夜も遅くても7時以降については受けませんと。そしてそれ以外の対応についてはきちんとやりますよということなのですけれども、ではそれを市町村ですぐやれるかといったときには、今議員がおしゃったとおりの反発が非常に多いと思います。

その時間が、静寂な時間があれば、先生方は子供たちに対する授業準備をしっかりとできると思います。そういう意味では、それは必要だと思います。必要だと思いますけれども、先生方も努力してもらわなければいけないけれども、その留守番電話の問題については、学校と教育委員会だけの問題ではなくて、先ほどもおっしゃってまされども、地域とのかかわりもあります。地域がお祭りで、学校の物を使うと、いろいろなことがあります。ですから、それはコミュニティースクールという非常に有用な組織がありますので、その中で、学校ごとにいろいろなことを地域とPTAと話し合っ、お互いに納得できるような環境で進めていただきたいということで考えております。そういう意味では、教育委員会として、今回の留守番電話の問題をうちでとめるということは、これはできません。文科省の答申にありますので、これを下ろします。下ろしますけれども、下ろす際にはしっかりと地域とPTAと議論をした中で、もう一方では働き方改革というものもあるということで、その両輪をしっかりと組み合わせる中で、この問題についてはやっていたきたいというふうに考えておりますので、その目的は子供たちのためであるということは教育委員会としても見失わないようにこれからもしっかりと学校指導してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○14番(中川友規) 終わります。

○議長(木下 敏) 暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

通告順に発言を許します。

横田有一議員。

○1番(横田有一) それでは、3問質問させていただきます。

まず1問目、本町地域センターの公募による計画の進捗状況について。

平成30年第4回定例会で議論されていた件に

ついて、町長はその計画で入所する予定とされている商工会や社会福祉協議会などの懇親の席で近々に公募をするようなニュアンスの発言をしていたが、さっぱり実現されていない。

計画の進捗状況について、町長の所見を伺いたい。

- 1、町が入所を義務づけている団体はどこか。
  - 2、公募の方法について。
  - 3、公募の条件について
  - 4、入所する団体に必要な面積数、支払いできる金額の提示をさせているのか。
  - 5、公募主と町との賃貸条件について。
  - 6、都市計画上の問題点はないのか。
  - 7、進まない原因として何があるのか。
- よろしく願いいたします。

○議長(木下 敏) 政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) 1問目の現本町地域センターの公募による計画の進捗状況についてお答えいたします。

1点目の町が入所を義務づけている団体はどこかということですが、義務づけているわけではなく、建築から50年近くたち、老朽化が目立つ建物を所有している2団体の七飯町商工会と、指定金融機関の道南うみ街信用金庫のほか、現本町地域センター内で活動している社会福祉協議会と図書室をあわせた複合施設の建設を計画し、入居の可能性を打診している状況であります。

2点目、3点目の公募方法と条件ですが、整備の際の契約方法については公募が想定されますが、現段階では、基本計画もこれからといった状況であり、具体的な公募の方法や条件についてはお示しすることができません。

4点目、必要となる面積、支払額などですが、現在のところ、入居となれば必要なレイアウトなどを相談させていただき、間取りや面積の確定に向けて進めております。しかしながら、入居費用などの提示については、建設費用の積算に時間があることから、現在、費用を明示できず、入居の意志等の確認には至っておりません。他の事例などを参考に、賃貸料などの入居費用を示すことも可能ではありますが、維持管理費用も含めると割高となり、容易な入居の判断が難しいことから、

まだ調整している段階にあります。

5点目、建築主と町の賃貸条件ですが、現段階では細かくは整備されておりません。町としても、契約行為ですので、双方納得できる条件で進めてまいります。

6点目、都市計画法上の問題についてですが、現在のところ、問題は特段ありません。当該地は、都市計画法による市街化区域の第1種住居地域に指定されており、その建築できる範囲内の整備になるものと考えております。

7点目でございます。進まない原因とのことですが、いかに賃貸料を安価にできるかが一番の課題となっており、これまでどおり民間の活力を活用するのか、それよりも有利な補助や交付金制度を活用できるのか、そして関係団体が納得できる条件になるのかなど、あわせて財政状況を考慮しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 義務づけてる、義務づけているという言葉が何かなじまないみたいですがけれども、実際にはもう決定しながらお話しているということではないかと思うのですけれども、その辺もう1回聞きたいと思えます。

それから、公募については、公募のどういう方法でやるのかというのは、申しわけないのですけれども、方法が、例えばいろいろなPPPだとかPFIだとか、そのPFIでももろもろのものがあるのだけれども、その中で何を活用してやっていくのかというのがちょっとわからないので、そのところ教えていただきたいと思えます。

それから、建設主というのですか、実際にその公募を行っていくという方は、今、何件とそういう交渉をしているのかというのを教えていただきたいと思えます。

それから、先ほど、面積数出してくれと言ったのだけれども、面積数についてはまだ決定していないということなのですか。だからその辺どうなのかということと、それから今、平成34年に図書館は開設しますよという、完成しますよという

ふうなことは、前回の上野議員の昨年の第4回るときそういうふうな答弁しているのですけれども、それからいくならば、逆算していくならば、どういうふうな工程表になっているのかというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えしてまいります。

最初の質問、5点、6点ほどになりますが、義務づけしているのではという話ですが、決して義務づけしているというような形の交渉の次第ではなくて、必要なところということで私ども考えて、そこの団体と相談させていただいている。ということは、本町地域センターの中にはもう既に図書館と社会福祉協議会入っているんで、そこは当然話をさせていただいている。あと2カ所の商工会と道南うみ街信用金庫につきましては、もう既に建物も50年近くもたっていると、古いと。もう何とかしなければだめな建物だというようなこともございまして、そのことを踏まえて相談させていただいているということでございます。

次、公募の方法を具体的にということですが、一番最初の部分はPPPなりPFIというように考えてございました。基本的にはPFIは具体的に申し上げますと、民間の資金だとか民間のほうに完全に委ねるといような方法になってこようかなと思えます。PPPというのは、委託だとかいろいろな手法が、包括的な委託だとかいろいろな手法の中にPPPの中に入ると思えます。PFIも具体的にはPPPの中に入るかなというように形のもので捉えております。ですから、幅広くPPPの方法の中で、その中にPFIも考えながら、委託の考えながら、だから、考えとしては民間の活力を生かしていきたいのと、民間と連携を保ちながらといいましょうか、連携をとりながら計画を進めてまいりたいという考え方で今現在進めているということです。

一番最後にお答えしましたけれども、実際問題の部分で、なぜなかなか準備が進まないかという部分で、賃貸料がなかなか安くない部分があるというようなニュアンス、これが一番の大きな課題となっているという部分がございます。それ

からいきますと、何か国のほうだとか、法のいい補助事業はないか、できるだけ町のほうの持ち分を少なくする方法を、あわせて今現在模索しているということでございます。

これについては、よって民間の活力ではない場合も、町が安くなるのであれば町のほうで建てる場合もあろうかなと思います。それをちょっと今現在は、少し幅を広げて今現在いろいろな事業にアタックといいたいでしょうか、その辺の情報を集めているというような状況でございます。

次に、何件。これはPPPだとか、いろいろな部分の、いろいろな業者の方と交渉しているのかというふうになろうかと思えます。これについては、まだ交渉はしてございません。噂としてはあろうかなと思えますけれども、実際問題は交渉という形ではございません。いろいろな声はかかってはございます。こういう計画七飯町さんあるのですねというのは、部分の声はありますけれども、交渉はしているという形ではございません。

面積のほうでございますが、私どもで計算している部分でございますが、これはそれぞれの部分の面積というふうにして、という質問でよろしいのでしょうか。

私どもで現在、考えている面積ですが、まず図書館の部分を申し上げますと、床面積、これは2階の部分想定していますが、1,108平米で今現在積算をしております。従来の図書室は228平米、現在の図書室228の約5倍の面積で考えてございます。

続いて、社会福祉協議会の床面積は今の段階で360平米でございます。従来は270平米でございます。

商工会でございますが、185平方メートルで考えてございます。

続いて、道南うみ街信用金庫でございますが、520平方メートルでございます。

1階その他、共有的などがございまして、合わせて1階の面積は、1,365平方メートルで今現在進めているということでございます。このほか、今、1階の部分ですとか2階の図書館は入ってございませんので、先ほどの社会福祉協議会の360平方メートル、七飯町商工会の185

平方メートル、道南うみ街信用金庫520平方メートル、その他共用部分ということで300平米ほど、合わせて1,365平方メートル、これが1階の分です。それで、2階の部分は1,108は、図書館で1,108平米ということで考えて今現在進めてございます。

それと、地下の駐車場ということで616平米ほどの面積を今現在考えているというようなことでございます。

これは、面積の関係でございます。

平成34年の、何ていいたいでしょうか、計画、完成というか、そういうのを目標にしているのではないかとございしますが、34年度となると、これは総合計画の部分から34年という話で、それを目標に今現在計画を進めているということです。34年に完成となるのであれば、来年、再来年で何とか方向を出して、再来年ですか、には建設ができる形のもので持っていきたいという目標を持っているということです。それを確約しているというのではなくて、そういう目標に向かっているということで御理解をお願いしたいなと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 今、副町長から、公募ありきではないよという話で、安いそういう補助金とかあれば直営、直営というか直接自分たちでやるということは言うてあるのですけれども、町長の選挙公報を見れば、もうここでは決めつけているのです。

「本町地域センターを民間活力で改築し、商工会、図書館、金融機関等を併設します。」と書いているということは、町長はそういう考え方を持っていていたということだと思っております。それだって町長が町長選の前だから急にそういうのを出したわけではなくて、そういう話が具体的に進んでいたからそういうもの出してきたということだと思っておりますけれども、それが何でまたここで民間活力を使わないで、そういうことも安い、もっと安価でできるかなのか何かの方法があるから、そういうふうにするよってというのがこれ、改めて出てきたっていうのはどういうことなのか、

その点お伺いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） では、お答えしてまいります。

町長選挙のときには、確かにそのとおりで公約でPPPなりPFI、民間活力で建ててまいりたいというような感じだったと思います。その後という表現が正しいかどうかという部分はございますけれども、ある程度、今入居予定されている団体と、個別にいろいろ相談させていただいてございます。そうするとやはり賃貸料の部分がなかなか、かなり厳しいような状況というような形で言われています。

具体的な数字というのではなくて、これまでの前例にあるような建物の賃貸料だとか、そういう部分については、ある程度このくらいの金額のようですねというような話をさせていただいたということもあります。その部分ではなかなかこの金額ではなかなか厳しいというようなことを言われてございます。

その辺も含めて、今現在、先ほど言葉が足りなかったかもございませんけれども、民間の活力の部分で、活用して何かこう国の支援みたいなものはないとか、そういう部分についてもあわせて今検討しているというようなことです。それがなくなった場合で、民間のほうでも効率的な補助があるのであれば、そちらに切りかえたほうが、事業は賃貸料が安くなるという部分、入居がしやすくなるという部分について、可能性を今模索しているというような状況に変わっているというか、それをまだ並行して考えているというふうに理解していただければなと思ってございます。

それについては、まだまだ、今現在その模索中ということで、まだ結論の方向も出してませんけれども、あわせて考えているということでまず御理解をお願いしたいなど。幅広く町の負担ができるだけないような形のもので一応考えているということで御理解いただきたいなど。

そして、実際問題、少しまた、もう一つのネックというと、やはり解体費用も相当な金額がかかると。では、その解体、費用の金額を町で全額持つのかというような問題も当然出てくると思いま

す。だから、総体の金額がまだかかってくる場合もありますので、慎重に今現在進めているというようなことで御理解をお願いしたいなどと思ってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） その辺は、具体的に進めていく段階で、そういうのが出てきたよつというの、それも一つの賢明な策かと思うのですけれども、一番最初に建設費用が確定しないという話がさっき出たと思うのですけれども、それでいながら例えば公募主との交渉をしないですよということは、そうしたら町側はどういうふうな方法で例えばこういうものを出していつているのか、という、自分のほうで例えばどこかの設計屋さんか何かをお願いして、こういうふうにやったらこのくらいの単価だよねっていうものを出していつているものなのか、それとも大体の概算に対して建設坪単価が大体80万なり100万の間でこのくらいだから、こうやってやっていつているのかというのと、それから、償還について、その公募主との関係というのはどういうふうになっているのか、あくまでもそれというのは返して、何年で返していくのか、それ、その後はどういうふうにするのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 今の賃貸費用の関係の坪単価とか事業の費用、建物の建設費用の部分についてでございますけれども、ある程度興味のあるところの民間会社のほうから、こういう計画でどうでしょうかとか、そういう部分の打診はいただいております。

では、これの、こういうものであるのであれば幾らくらいになるのでしょうかとなると、このくらいの事業費になりますと。それを、費用ですね、それは確定ということではないのですが、それをそういうものにしましょうでなくて、出てきている部分についての費用の単価、それをやっていくと、大体月幾らだとか、そういう費用を割り出すことができます。

その部分については、割高になってきていると

ということで、まずひとつ御理解をいただきたいなと。今すぐ坪単価で80万とか90万とか100万とかいうのは議員さんおっしゃいましたけれども、大体、その辺の数字になってこようかなとは思っています。

その部分で、今、具体的にもう少しくお金を落とせる部分だとか、そういうものを今いろいろ模索をしているというような形の中で検討しているということで御理解をお願いしたいなと思っています。

ですから、その部分については、何も公募の部分について、そこを公募でどうのこうのと、そういうことではなくて、民間会社の方がそういう部分の資料みたいなものを提出していただいているということで御理解をひとつお願いしたいと思っています。

それと、償還の関係でございますけれども、これは何年ということを決めているわけではございません、まだ。ただ、通常は、15年償還なり20年償還というような形になってこようかなというふうに思っていますが、ある程度事業者が確定してきましたら、交渉の中で15年なり20年というような償還の形になろうかと思っています。

では、それが終わった後どうなるのかというような御質問かと思っておりますけれども、その後についてもまだ、詰めている段階ではございません。

通常、PFIかPPPでやった場合についてはその後、償還が終わった時点で町のほうに戻すというような形のものでございますけれども、その辺も具体的なものを詰めているという段階でまだないということで御理解をお願いしたいなと思っています。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 何か、決めてない、決めてないと言う割に、どこかそういう建設屋さんとか、そういう話があったところと話しているとか、どうも話がちぐはぐな部分があるので、何か余り我々に公表したくないのかなというふうな感じですので、その点については余り聞わないでいきたいと思いますが、私もうみ街の総代になっているのですけれども、前にちらっと聞いたところによる

と、うみ街さんも本部を今度、きょうの新聞に出していましたけれども、函館に持ってくると。それで、結構お金がかかって、新しい建物なのか、中古の建物なのか、改めて買って何かしないかという中で、その話がなかなか厳しいのではないですかというふうな、一番上のトップの人ではないのですけれども、そういう話が出ていたので、それだったらやはり、あくまでも銀行を引っ張ってくるというのでしたら、金融機関を引っ張ってくるのでしたらそれ以外のところでもやるということも、お話を聞いていくということも必要でないかなと思うのですけれども、その点、いかがですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 金融機関を入れたいというのは前ありまして、話としましては、道南うみ街さんのほうの建物も古いというようなこともございます、先ほども申し上げましたけれども。その部分について、改築の計画をしていますというようなお話があったので、私どもも今、本町地域センターも古くなってきているので、では入居することは可能ですかというふうな声をかけさせていただいて、今現在に至っているというようなことでございます。

その中で、先ほども議員さんおっしゃったうみ街の理事会ですか、その総代会とか、そういう席の部分でかなり厳しいのでない、その厳しいというのが先ほどの申し上げた、最後の部分で申し上げた賃貸料が、あの部分が少しネックになってきているという部分はあろうかなと思っています。それについても今、先ほどもいろいろな部分で、賃貸料安くする方法を今現在考慮しているといひましようか、それについて模索しているということで御理解をお願いしたいなと思っています。

そして、うみ街さん以外でもあるのではないですかという話もございまいしょうけれども、うみ街さんは私どもの指定金融機関ということで、ずっと長くお付き合いをさせていただいているところでありまして、七飯町の実情にも詳しいですし、いろいろな部署も多いかなと思っています。そして、住民の方についてもかなり御愛顧をいた

だしているお店でございますので、できるだけそういう部分については、当然町内の金融機関ということで配慮も必要かなと私どもは思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） うみ街が厳しくて、具体的に名前が出ているので言うのですけれども、かわりのというのは、七飯の指定金融機関だから、それはなかなか厳しいよと言うのでしたら、むしろそれだったら。その前にちょっと、ちょっと違うのではないかというのは、一番最初から、うみ街は50年たっているというけれども、50年はたっていない。途中で1回改築しているので、私が議員になるちょっと前かなんかに改築したと思うのですけれども、そんなにたっていないのではないかと思います。

それならば、ほかのところは考えていないよというのだったら、もうそのものも、その建物そのものも小さくしていく、その現状にやっていく。

だから、前の同僚議員に答えたように、図書館が1,108、当時は1,000平米程度というような言い方だったのですけれども、そんなにいるというのは、今のそれこそ5倍くらいになってますよって言うのだったら、それってそんなに必要なのですかということ。

それから、今というのは民間でTSUTAYAなんてああいう大きいものもあるのだし、そんなものをそこに用意することはある。今なんて、みんな自分で、子供たちもスマホ持っているのです。それですと、スマホで今、そういう小説なり何なり読めるのです。

ちょっと出てこないのですけれども、そういうこともできるので、そんな余り立派過ぎるものやって、その後町民に負担がかかっていくようなことがないようにしていくということも考えなくてはいけないのではないかとということで、大枠についてはそういうふうな考えてやってきたというけれども、実際には、図書館は34年というのはもう言葉を出してしまっているのだから、やはりそれに見合うような形のものにしていくということ

が必要だし、1階の3団体が2団体になったっていいのではないかなと思うのですけれども、どうなのですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それではお答えしてまいります。

まず、道南うみ街さんのやつとの関係、改築して新しいのではないかというのですが、増築、基本的には増築したということでございまして、実際建てて一番最初の基礎からやったのは昭和48年の建築のものということで、もう50年近いものというような認識をしております。

あと、図書室の部分で面積減らしてもいい、入らないところについてもそれはそれで縮小してもいいのではないかという考え方ですが、今まで図書館が欲しいという町民の方の多くの声を聞かせていただいています。その中には、今便利になったから、それで済む方もおられるのでしようけれども、今の図書機能というのは、図書館というイメージよりも、そこにいろいろな方が集まって、そこがコミュニケーションの場になったりとか、そこで子供たち、幼児の方と接するだとか、調べ物についても個別に調べる場所があったりとか、それと一生懸命そこで子供たちといいましょるか、学生が勉強するところの場所も必要だと。そういうのをトータルして考えていくと、やはりそれくらいの1,000平米ぐらいの場所があってもいいのではないかと。

今現在は本を置いているというだけの話であって、そこでこうコミュニケーションをとるとか、そういう場所がない形です。そういう場所を設けることによって、いろいろな方が集まって、そこでコミュニケーションがとれて地域の活性化につながっていけばいいかなという考え方でございます。

商工会だとか福祉協議会だとか金融機関が入るということは、相当いろいろな面でお客さんの部分で利便性が1カ所で済むという形でございます。その方々も一応図書を利用しながらコミュニケーションも図れるというような形で、やはり合わさった複合施設という効果は十分にあるのかなという考え方をしています。



一つのコミュニケーションの拠点の場として、民間活力といいますか、民間団体の協力も得ながら、そういう部分を進めてまいりたいという考え方、より多くの人が集まりやすい場所というようなことでひとつ考えているところでございます。そのような形で御理解をお願いしたいなと思っております。

もし質問に答えてないところがありましたら、もう一度質問していただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 副町長は、そういう交流の場になっているというような言い方をするのですけれども、そこに金融機関があつて、では金融機関の今来る人たちというのは、今ATMもよくなって、せいぜい本当に銀行さんからお金借りたいという人が来るかぐらいしかないと僕は思うのです。あとは、本当にもうATMがあつたらどこでもいいよという感じになっているし、だからそれっていうのはなかなか厳しいのではないのかということ。

それから、よく私は夜遅く蔦屋さん行って本見に行くのですが、あそこにいる人たちというのは、会話なんか楽しんでません。本当に黙々と本を読んでいます。だからそういう交流の場というのはどうなのかというのは、ちょっと、副町長、もしそんなにあれだったら、1回一緒に見に行きますか。そういうふうに、なかなかそういうふうになっていないのではないかなというふうに思うし、無理やりそういういろいろなものを抱き合わせたからって、それが波及効果が出るかというのは、なかなかちょっと厳しいのではないかなというふうには思うし、図書館に来る人間と、やはり銀行さんに来る人間も違うのではないか。

だから、そういうのをやはり本当に、本当にその波及効果をやるのだったら、もっと組み合わせというのをもっと考えていくべきだと思うし、やはり、どうもこのこの話の進め方にすごくこう問題があつたのではないかと思うのです。ということは、町の財政にお金がないからといって民間活力を使うというような感じで見えてきているという部分がすごくある。

だから、そうでなくて、あくまでもこういうものでやっていって、それで例えば直でやるのではなくて、自分たちでやるのではなくて、こういうものを使ってやっていこうとするから、本来は、本来は民間活力というのは、そこで持っている、やる業者の持っている知恵をいろいろ生かしながらやっていくというのが一番です。でも、今は、やっているのは、副町長中心になって動いてやっているというだけの話じゃないですか。

どうも、そここのところが、本当に民間の力を借りてやっていくという、最初に町長が言ったことと、何か本当に違うのではないかなというふうに思うので、その辺どうなのかということでもう1回お聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それではお答えしてまいります。

ATM、民間、金融機関のATMがあればいいというようなことでおっしゃられましたけれども、うみ街さんとの話の中では、七飯の信金さんはすごいATM利用ではなくて窓口が多いお客さんが非常に多い店舗、話によれば、渡島一の店舗のお客さんが来るというところで、ちなみにもっと、時代の流れではATMあればいいのではないのとか、そういう部分は、今金融機関の中についても店舗を縮小するというような部分はございません。確かにそういう話があります。

ありますけれども、うみ街さんのところについては、今現在の店舗を確保したいというような希望でございます。それだけ、利用客が多いという部分について、私どもでは話を伺ってございません。

蔦屋さんについては、私も何回か行ってますが、確かにあそこは、なんというのでしょうか、会話するというよりも、そういうスペース、読むスペースだとかありますけれども、そこで1回集まって、皆さん顔合わせてコミュニケーションするような雰囲気ではないと思います。ものが、こういうイベントがあつたりとか、いろいろやっているとします。

ただ、七飯町の図書をというのは、図書機能からいきますと、図書館だけではなくて、いろいろ

なものをやっていく。そこにいて、滞留時間長く  
いていただくというような方法をとりたいとい  
うような考えです。中には顔なじみの方も当然おら  
れるわけだと思います。函館市にある蔦屋さん  
とは、ちょっと規模的にいっても、機能的にいっ  
てもちょっと違うのではないかなとは思ってござ  
います。それはやはり、田舎とは言いませんけれ  
ども、小さな町に合ったようなものが求められ  
ているのかなと。

これについては、町内会連合会のほうにも、図  
書館早く、早くというような要望もございま  
すので、その辺についてもまだ内容は詰める必要はあ  
るのでしょうか、そういう部分の要望の部  
分をして、したがってそれを組み入れたような形  
のもので今現在進めているというようなこと  
でございます。

それから、メーンはやはり交流の場を設けてい  
きたいと考え方でございますので、その辺は御理  
解をお願いしたいなと思っております。

そして、民間の力は最初から民間の力をかりて  
計画すべきではないかというようなこと  
でございます。

ある程度、町のほうの姿勢としては、こういう  
ものを建てたいというものを示した中で民間のほ  
うのアイデアとこう突合しながら、こういうのも  
あるのではないのということを進めていき  
たい。ただ、最初からいきなりこういう形のもの  
というのでなくて、もっと具体的になったものを  
これから民間のほうに公募しながらとか、  
そういうものを進めてまいりたいという  
考え方でございます。

最初公募してしまったら、そのまま高いもの  
になる可能性も十分ございますので、  
できるだけ先ほどありましたとおり町の財政に負担を  
かけないような方向の中で進めるとなるのであれば、  
ある程度の骨格といたしまし  
ょうか、そういうものについて  
定めて進めてまいりたいという  
考え方で今現在いるということ  
で御理解をお願いしたいな  
と思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 平行線になるので、この辺

でと思うのですけれども、最後に1点、この公募  
主というのは、公募された人がその後指定管理  
者を受けるという考え方でいいの  
かどうか教えてください。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えしてまいります。

いろいろな方法も、これもあると思  
います。公募をやったところが最終的に最後  
まで、維持管理まで運営まで含めてやる  
場合、要は土地を買っています町  
のほうから全部そこに委ねると。そして、  
委ねたところに町のほうでは、町  
の分のお金を支払っていく、償還の部  
分を支払っていくという  
方法だとか、けれども、建てる  
まで建てたいて町のほうで全部  
維持管理だとか運営をする  
方法もあります。

いろいろな方法がありますので、それにつ  
きましても、できるだけ財政負担の  
かからない方向の部分を探  
索しながら検討してまいりたい  
なと思っております。これは、  
いろいろな方法があるとい  
うことでひとつ御理解を  
いただきたいなと思  
っております。これからの  
検討課題とい  
いましょうか、十分  
そういう部分の  
案件だとい  
うことで御  
理解を  
お願い  
したい  
なと思  
って  
ござ  
いま  
す。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 1問目終わります。

2問目。運転免許証自主返納対策の進捗状況  
について。

平成28年第4回の一般質問で、理事者側は道  
内の実施内容を調査検討し進めていき  
たいと答弁されたが、その後の進捗  
状況について町長の所見を伺  
いたい。

1、直近の道南の自動車事故件数、65歳以上  
の自動車事故件数とその要因、運  
転免許証の返納件数について。

2、直近の町内の自動車事故件数、それ  
から65歳以上の自動車の事故  
件数とその要因、運転免許証の  
返納件数について。そのうち、  
認知症の人の自動車事故件  
数について。

3、すぐにできるものからやると  
いったが、相談窓口はどこに  
あるのか。また、利用件数と  
相談内容について。

4、自主返納に対する周知について。

5、渡島檜山管内の自治体の対策状況について。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 運転免許証自主返納対策の進捗状況についてですが、1点目、2点目を平成30年1月から12月31日までの状況で、あわせてお答えいたします。

道南地区の自動車事故件数は760件、うち65歳以上は227件。町内の自動車事故件数は50件、うち65歳以上は12件発生してございます。

また、自動車事故の要因では、全年齢層対象となりますが、道南地区では、前方不注意、動静不注意、前、左右不確認、ブレーキ操作の誤りによるもの。町内では、前方不注意、前左右不確認、ハンドルやブレーキ操作の誤りによるものが主な要因となっております。

そして、道南地区の運休免許証の自主返納件数は1,094件。町内の自主返納件数は、75歳以上になりますけれども、51件となっております。

なお、警察では、認知症の方の自動車事故件数の把握はしていないとの回答でしたので、御了承願います。

次に、3点目の相談窓口の設置と4点目の周知についてですが、現状では民生部住民課交通防犯係を相談窓口といたしまして、平成31年2月号の広報で、自分の運転について考えてみましょうという、運転免許証返納を促す紙面と、続けて3月号では、運転免許証自主返納の流れについて御紹介しますという、運転免許試験場における具体的な受付について周知しております。また、相談窓口の交通防犯係の利用件数と相談内容は、月1回程度の件数となっており、主な相談内容は、運転免許証自主返納の流れや返納後の交通手段についてとなっております。

次に、5点目の渡島檜山管内の自治体の対策状況ですが、運転免許証自主返納対策といたしまして、北斗市が70歳以上を対象とした高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しているところで

ございます。

以上でございます。

議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） この質問は、私28年にやったときには、かなり前向きな話だと思っていたら何も進まないし、今、道南では、本当にもう最後のほうに差しかかっている。北斗の数字しか出てきていないですけども、私の見るところでは、まだあるのですけれども、この数字というのは余りにもこの町側の不誠実な対応というのが見えているように、というふうには思うのです。

私の聞きたいのは、そのときにもお話ししたのですけれども、認知症の人たちが実際に免許返納という部分とかの、それからそれというのは、本当に自分がアルツハイマーだとかピック病だとか、そういうのになっているのではないのという、そういう状況があるという人たちに対して相談はしていくというのはあると思うのです。

それっていうのは、ここではただ住民課のほうでは、交通防犯係のほうでやっている。でも、もっと大事なのは、そういう認知症になっている方々が、自分が認知症であるということを確認できないでいるという方がやはりいると思うのです。そういう人たちを、やはり直接にやるのは、包括支援センターのほうでやっていると思う。だから、そういう部分では、どういうふうな相談があったのかというのは、ちょっと教えていただきたいというふうには思ってます。

それで、自主返納に対する周知というのは、これ、ただ、やりましたよねって、こう言われたよりかはやったねって、ほかもやったねって、それだからやりますよというふうな、本当に、全然町内でそういう、今のところ大きな事故がないから、問題意識はそんなものなのかなと思うのですけれども、やはり次は我が身だという、私も次は我が身だといつも思っているのですけれども、やはりそういうつもりで車を運転していかなければだめだろうし、当然そこで、特に最近、テレビ・新聞に出ているのはブレーキの踏み間違い、ブレーキとアクセルの踏み間違いがあったよというのは結構あって、それで人をはねたとか、殺したよとか死亡させたよというようなものが出てき

ている。そういうものに対する、どうもこういうものに対するものを町としてやっていこうという部分が、せつかくこう問題提起したものに対して平成28年からもう何年ですか、丸2年半、全然こう動いてくれないというのは、そういうものは必要ないというふうに捉えているのだったら、それは捉えているというような中身であれば、そういうお答えをさせていただければ助かりますので、その辺のことを教えていただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 認知症高齢者に対する包括支援センターの免許返納との対応でございますが、まず、包括支援センターについては、認知症であると、認知症と診断されるという方については、ある程度相談時、お医者さんの診断書により要介護認定書、診断書です、それによりアルツハイマーであったりとか、レビーとか、そういういろいろな病状というのが把握しているというところでございます。そういう方のところに、うちの包括支援センターの者が伺った際には、本人、もしくはその家族に返納制度の説明、あとは手続の仕方、どこが窓口だよというところの対応をしているところでございます。

その件数というのは、さほど年何十件もあるわけでもございませんが、認知症の方で車はありませんが、免許だけ返納という方もいらっしゃいますし、車を込みで処分してほしいという本人、もしくはその家族の相談は数件受けております、毎年。

あと、既に認知症になっているようで、近隣の方から、あの方認知症気味で運転していると、気になるよという通報もございます。そういう通報については、七飯の包括、直接もございますし、函館の中央署から経由して七飯のほうに来ることもございます。そういった場合についても、中央署の生活安全課と包括支援センターが同行して、共同で訪問して対応しているというケースもございます。

そういった形で、平成28年12月に横田議員さんのほうから質問をいただいて、当時の部長が答えているところでございますが、そういった意

味で包括ではそういう対応をして、なおかつ包括支援センターだけではなく、例えば要介護認定を受けている方については、地域のケアマネージャーさん、居宅介護支援事業所の方が対応しているケースが多々でございますので、そういう方に対しても、そういう情報を包括支援センターと情報を共有しながら、そういう認知症の方、疑われる方についての免許返納も、そういう点も情報を密にして対応をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 今の包括なり対応してますよというのですけれども、それというのは、介護認定を受けた人間についてはそうだと思うのです。だから、介護認定を受けないで、自分は認知であるよということをわからない人たちに対してどうするのということだと思うのです。だから、それっていうのは、どうやって救っていつているのですかということを知りたいのです。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 特に免許返納の部分について、包括支援センターを特化した形で周知というのは、なかなか今していないというのが現状でございます。そういったところで、交通防犯係と民生部内で連携しながら、認知症に、高齢者の免許返納の、高齢者の一部の中には認知症の方も含まれるという考えでございますので、そういうところは連携しながら、周知を強化しながら、あるいは福祉課のほうでも認知症の、きょうも今の時間、大中山コモンで認知症のイベントをやっております、今キャラバンメイトの養成、サポーター講座の今1時から3時までの間で100名を超える参加者の中で実施していきますので、そういった中でもそういう研修会等でもそういう認知症に対する、ここ昨今の報道もございますので、認知症と疑われる方、認知症心配だと思われる町民の方について、免許返納も、特に早期治療も含めた形で、地域包括支援センターで相談も受けたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番(横田有一) 住民課のほうで、例えば認知症、認知症でなくて免許返納の方が免許経歴証明書というのをもらえる、そういうのをもらって、他町村でしたらそれに対する手数料、助成金だとか補助金、補助金というのではないのですけれども、100円なり何百円とかって出しているところ、結構あるのです。そういうものに対することをやるという考え方はないのですか。

○議長(木下 敏) 住民課長。

○住民課長(清野真里) 道内でもさまざまな助成事業というのを展開しているというのは重々承知でございます。

資料といたしまして、こちら、道の道民生活課の交通安全グループによるこちら、平成31年2月現在の集計となりますけれども、高齢運転者による交通事故の防止に資する取り組みといたしまして、渡島管内では函館市さんで、高齢者交通料金等助成事業、八雲町さんで福祉タクシー利用料金助成事業、長万部町さんでタクシーの料金の助成、また渡島管内においては、桧山管内においては江差町さんで高齢者等交通費助成事業、上ノ国町さんでは町営バスの貸し出し及びフリー降車、奥尻町では、バスの運賃の割引をしているところでございますが、今後、住民課といたしましては、今後も引き続き広報等の周知、交通安全対策に取り組むとともに、他の自治体などの取り組み内容等を調査し、研究し、運転免許証の返納しやすい環境づくりを引き続き考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いたいと思います。

○議長(木下 敏) 町長。

○町長(中宮安一) 先ほどの御質問の中で、2年半何もしていないのではないのかという、そういうような御意見もおっしゃりましたし、またこの間、最近、非常に亡くなられた方、けがをされた方もいます。亡くなった方も出ております。たまたま七飯町ではそういう大きな事件事故というのではないのでありますけれども、しかしこれは、本当にいつあるかわからない、ブレーキとアクセルの踏み間違いということで、それが主たる原因だというふうには報道関係では言われておりますけれども、それに対する、装置をつけてそれに対

する補助金をやるとかということはやってますけれども、そういうことではなくて、この自主返納に対する支援事業として、いろいろな、今住民課長のほうから各町の取り組みやっていますので、それらのものを十分精査しながら、できるだけ早い時期に七飯町としてもそれに取り組んでいきたい。

できれば私は、今こうして非常に報道関係で随分いろいろなニュースがでていきますので、次回の9月の定例会で補正予算を組みながら、そして、私が今思っているのは、お風呂の助成というのは70歳以上でありますので、私はそれと一緒にいいのかなと思っています。70歳以上の方に、そしてこの4月1日にさかのぼって、そういう支援事業をしていきたい。それで詳細については、これから大至急考えますので、案が出てきましたら、ぜひ議員の皆様方と協議をして決めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ、そのことについては御理解いただきたい。

ただ、それで全てのものが解決するということではないというふうに思ってますけれども、まずできることの一つとしては、そこに認知症の皆さんも当然何かいいチャンスだったなということがあれば、私は非常によかったなというふうにお思いますので、ぜひそういう取り組みをしてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 横田有一議員。

○1番(横田有一) 町長から、大変いい答弁をいただいたのですけれども、具体的な日程まで出していただいたので、今度ははずされないのではないかなと思いますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

では、3問目にいきます。

3問目、認知症の人に優しいまちづくりの条例をつくりませんか。

5人に1人は認知症の人であると医学界や認知症ケア学会では言われており、我々も認知症であると宣言される状況にある。

認知症になっても安心安全に暮らせるまちづくりをするのが我々議会と行政の務めであり、認知症の人に優しいまちづくりの条例をぜひつくって

いただきたいと考えております。

そこで、次の点について町長の所見を伺いたい。

1、認知症と診断された町民数と人口に対する比率について。できましたら、実際に65歳以上の方の資料もありましたら、一緒にお願ひしたいと思います。

2、認知症の町民に対する取り組みについて。

3、町民に対する啓蒙について。

4、SOSネットワークの過去5年間の活動状況について。

5、認知症の人に対する虐待件数について。特に、精神的なもの身体的なものに対するそれぞれの件数について。

6、ユニバーサルヘルスカバレッジに対する考え方について。

よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） まず、1点目の認知症と診断された町民数と人口に対する比率についてでございますが、認知症高齢者自立度において自立及び日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立していると判断された方以外の人数でございますが、1,102名。人口に対する比率3.86%でございますので、25人に1人という形になります。

65歳以上の人口に対する1,102名の割合でございますが、11.7%。約10人に1人という形でございます。

2点目の認知症の町民に対する取り組みでございますが、相談支援体制といたしましては、認知症、地域支援推進員による相談支援及び認知症初期集中支援チームによる認知症の治療等の早期対応を実施しているところでございます。

住民活動支援といたしましては、認知症家族の会の活動サポート及び認知症の方、その家族、専門職、地域住民を交え、認知症への理解を深めるとともに情報交換ができる認知症カフェの開設支援を実施しているところでございます。

徘徊高齢者への対応といたしまして、徘徊等による行方不明者の早期発見、保護を目的とした高齢者安心ネットワーク事業、及び位置情報専用探

知機による探索を行う徘徊高齢者、家族支援サービスを実施しているところでございます。

権利擁護事業といたしましては、後見実施期間として市民後見制度の運用をし、認知症の方の法律行為等を支援しているところでございます。

3点目の、町民に対する啓蒙についてでございますが、認知症に対する家族や地域の理解を深める事業として、町内会、学童保育の児童を対象とした、認知症サポーター養成講座及び模擬訓練を実施しており、あわせて当該事業活動については、町公式ホームページにも掲載し、啓蒙しているところでございます。

4点目のSOSネットワークの過去5年の活動状況についてでございますが、平成26年度の登録者は14名、徘徊等による行方不明の搜索9名。平成27年度登録者は23名、搜索ゼロ名。平成28年度の登録者は30名、搜索2名。平成29年度の登録者は36名、搜索3名。平成30年度の登録者は44名、搜索ゼロ名でございます。

5点目の、認知症の人に対する虐待件数について。特に精神的なもの身体的なものに対するそれぞれの件数でございますが、平成30年度の認知症の方の虐待件数はゼロ件で、身体的虐待及び精神的虐待ともに発生していないものでございます。

6点目のユニバーサルヘルスカバレッジに対する考え方についてでございますが、まずユニバーサルヘルスカバレッジは、全ての人が適切な健康増進、予防、治療、機能回復に対するサービスを支払い可能な費用で受けられる状態のことであり、平成24年12月、国連総会で国際社会共通で取り組むことが採択され、平成28年9月にG7、保健大臣会合が開催された際に認知症の取り組みが言及された神戸宣言が出され、平成29年5月にWHO総会において、認知症に関するグローバルアクションプランが採用されたところでございます。そのグローバルアクションプランにおいて、認知症を重要保健課題とし、リスク軽減、予防、診断治療、介護その他の支援の充実、研究開発推進を掲げているものでございます。町といたしましては、国の認知症施策総合推進戦

略、新オレンジプランを推進するとともに、世界的に認知症に関する取り組みを実践される中で、今後の我が国のユニバーサルヘルスカバレッジにのっとった認知症施策を注視してまいりたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田議員、申しわけないのだけれども、暫時休憩の後に再質問でよろしいですか。

○1番（横田有一） はい。

○議長（木下 敏） では、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。横田議員の再質問により入ります。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 福祉課長にお願いがあります。最近、徘徊高齢者という言葉は、徘徊という言葉は使わないでくれというのが今の流れですので、そこをよろしく願います。

七飯のネットワーク、SOSのネットワークなのですが、登録者数も大分ふえてきているというのはわかるのですが、サポーターの数が少ないから、こういう質問が出たからって焦ってやったのかどうかかわからないですけれども、前もってそういう準備をしていたのかわからないですけれども、渡島管内の数字では、かなり七飯町は低いというのが出ているので、ひとつその辺よろしく願いたいと思います。

認知症の事故ということで、結構、新聞のやつをこう読ませていただくと、大和市の女性の母親が知らぬ間に家を出て、一時行方不明になったのが2年ほど前だったと。そして、暗くなると家に帰るといようなことになり、その後も何度も警察に捜査が出され、本人はアルツハイマー型の認知症でないかということで、SOSネットワークに登録したと。そして、家の目と鼻の先に、小田急線の踏切があって、一番心配は事故だった。認

知症の男性が列車にはねられ、鉄道会社が遺族に損害賠償を求め、裁判のニュースを聞いて人ごとでないと思ったというふうなものが出ているのです。

これって今、認知症の方がやったら、家族に責任というのがないというのが最高裁の事例であるのです。もうそれはもう、各地元の自治体のほうにその責任がいくというような形になっていっているんで、それで認知症の人に優しいまちづくりの条例をつくってくれないかというのが、この流れであるということでございます。

例えば今、先ほど福祉課長からも出た、その神戸宣言によって、神戸のほうの町は、神戸モデルというやつができて、65歳以上の人は自己負担ゼロで医療機関における2段階方式の認知症診断が受診可能になったと。認知症と判断された方は、市が責任賠償保険、最高2億円までの加入する手厚い支援が提供されている。神戸市民は、認知症の方が起こした事故に遭われた場合、見舞金として3,000万を支給している。

これ、費用負担を将来世代への先送りすることなく、市民の薄い、広く御負担を賄う仕組みをつくったということで、この神戸モデルというのがあるのですけれども、町のほうもそういうものを考えていかなければ、こうやって確実に認知の方がふえていって、自分の気持ちと関係なくそういうものを起こすということが多々あるような、そういうような流れになってきているということでありまして、これをやることによって、負担が1人頭、1人年間で400円程度の負担増というよう形になっていくということでもあります。そういうものをやはり今から本人とか、本人の家族とかに責任を負わせても、それを払えるということが可能な方もいるだろうけれども、可能でない方もいるし、そういうことがある。

それから、そういう認知の方が起こしたのだから、それって家族が払うものでないよというのが最高裁の今回のそういう判決が出たということでもありますので、やはりそういうものは地域で守っていかなければだめだ。だから、認知症の方は地域で守るよということで、今回もそのSOSのネットワークとか、そういう事業もやっている

ということでもありますので、やはりそういうものを町側としても若干の負担を町民にお願いしながら進めていくという考え方があるのかどうか、お願いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 今、議員の御説明のあった神戸モデル、神戸市認知症の人に優しいまちづくり条例というものが平成30年3月30日に条例としてつくられたと。中では、条例の中身を読まさせていただいたところ、最初に理念条例ということで、市の責務、市民の責務、事業者の責務というところが理念部分で、あとは7条以下が要望及び早期介入、事故の救済要望、治療介護の提供、地域に豊かにしていくことという内容の条例がつけられていると。そして、内容については今、横田議員がおっしゃられたとおり、65歳以上の方が認知症の診断が1段階、2段階、無料で受けられますというところで、あと後最高2億円の損害賠償とか3,000万の損害賠償という形のものでございます。

神戸市は400円、市民からいただいているという内容でございますが、これは市民税の均等割に、1人当たり3,500円の均等割に400円プラスして、それを財源にこの条例の、神戸市の条例の診断料を負担するとか、損害保険に加入するであるとかという部分を賄っていると。調べたところ、神戸市のこの条例に係る予算規模については、3億円、年間3億円ということでございます。神戸市の人口が大体154万人、で3億円という形になっております。七飯町のレベルでいうと、七飯町も神戸市から比べると大体2%の人口しかいないというところでございます。それに伴いまして、認知症の方というのも、おおむね同じ割合で考えると、神戸市の2%くらいという形になりますので、そういう形の財源負担という形を、神戸市は3億レベルですが七飯町だとのくらになるのか、ということもいろいろと研究していかなければならないのかなと思っております。

また、神戸市のほかにも、愛知県とか和歌山県で、理念条例でございますが、認知症の人とともに築く総活躍のまち条例とか、愛知県の設楽町の

同じような認知症の人に優しい地域基本条例とか、愛知県の大府市の認知症に対する不安のないまちづくり推進条例という形で、認知症に特化した条例が神戸市つくった後にいろいろと、神戸市の新たな取り組みの内容は入っていませんが理念条例とか、というものが各町で、市で制定されてきているという流れでございます。

今回、議員の質問により、このような神戸モデルであるとか、ほかの自治体の条例を目にする機会があったということで、大変有意義でいい、ありがたい質問であったなと思っております。

その中で、町といたしましても、今、平成29年の高齢者社会白書において、認知症の人が、先ほど議員がおっしゃられたとおり、65歳以上の認知症の割合が7人に1人だった。これが平成24年、7人に1人であったものが2025年、令和6年になります。5人に1人になるという推計も白書のほうに掲載されております。

七飯町も例外なく、高齢者人口がふえてきています。そんな中で介護認定を受けている高齢者もふえています。26年度が10人に1.1人くらいの認知症の割合だったものが30年だと10人に1.17人と、微増ですが増加しているのが現実でございます。町民に対する取り組みも先ほど説明いたしました。この取り組みについては、今第7期介護保険事業計画に登載した認知症の関連事業進めてまいっております。

来年度は、平成、令和2年ですね、第8期介護保険事業計画の策定年度でございますので、またことしの1月に内閣官房と厚生労働省が開催した認知症施策推進のための有識者会議において、認知症施策大綱について事業内容、新規拡充事項について意見交換されているという状況もお聞きしております。

国の施策を注視するとともにこれは先ほど1回目で答えたユニバーサルヘルスカバレッジにのっとった国の施策になるのかなと思っておりますので、この国の施策を注視するとともに、来年度の第8期介護保険事業計画の策定時に町の状況、町の今の事業、新オレンジプランの推進状況をいろいろ状況を分析し、既存の事業のほか国の新たな取り組みも拡充、さきほど言ったようにSOS



ネットワーク事業であるとか、町民に対する周知方法であるとかという部分を含めて、町の策定委員会の中で御審議させていただきたいなと思っ  
ているところでございます。

また、認知症の虐待についても、今回たまたま30年度はゼロ件でしたが、29年以前は7件であつたり、6件であつたり、ゼロ件であつたりと  
いろいろ件数は浮き沈みはありますが多い年は7件という形になっております。そういった意味では、高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支  
援等に関する法律に基づき、介護施設従事者や医師と高齢者の福祉に関係にある者に早期発見に努  
めてもらうように周知するとともに、町等に虐待に関する通報や届けがあった場合には、関係機関  
が連携して、速やかに安全確認や虐待防止を行うなど、早期発見に努めるものと規定されていると  
ころでございますので、虐待については家庭内、施設内など、周りから、周りの人から目につきに  
くい場所で発生するのが虐待でございます。

町においても、家族、介護施設従事者等の認知症にかかわる関係者のそういう報告や届け出制度  
の周知を行い、そういう報告、早期発見できる環境を整えて、町においても関係機関と連携し、そ  
ういう情報収集であるとか、いろいろなものを施策を今後も進めていきたいという形でございま  
す。

そんな中で、ユニバーサルヘルスカバレッジを必要とする認知症の条例等の取り組みについ  
ては、自治体の理念や具体的な施策とあわせて考えていかなければならないものと思っております  
ので、新年度の事業であつたり来年度以降の8期の計画の中でいかに盛り込んでいけるかという  
ところでございます。

その中には、先ほど議員のおっしゃった神戸モデルも含めながら、七飯町にマッチする形でい  
けるのか、もしくは認知症に限らず、今地域、共生社会の実現に向けた取り組みということで、認知  
症の方も含めてなのですが、高齢者であつたり障害者であつたり子供であつたりと、町民全員に  
向けたそういう国の取り組みというのでしょうか、地域共生社会の実現に向けた取り組みという  
ものが、全町民対象に行われております。国のほうで

も進められておりますので、その中に認知症の施策の部分も含めていくものもいいものなのか、  
新たに認知症に特化したものもいいものなのかというところも国の動向を、先進地の条例を調べな  
がら、また新たな施策等、どのように展開されるのか注視しながら、今後も見きわめていきたく  
と思っておりますが、先ほども言いましたけれども、質問いただいたことで新たなそういう先進  
地の事例であつたり、国の今の動きであつたり、世界の動きというものを気づかせていただ  
いた、気づきをいただいたということには本当にありがたいなと思っておりますので、今後、  
ちょっと福祉課のほうでもいろいろと、いろいろな先進地、事例見ながら研究してまいりたく  
と思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 長々と、大変いいお話を聞きました、勉強になりました。ありがとうございます。

最後に、先ほどの神戸モデルでやった場合では、市民割が300円、400円で余りますとい  
うことだったのだけれども、それをただ単純に、そうしたら2%しかないのだからということ  
で、まあ600万というふうな金額という考え方でいいのかどうかということだけお願ひ  
します。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 先ほどの神戸と比較して2%くらいでということではござ  
いますが、七飯町においてもどのような、神戸市モデルで丸々やるのであれば、全く  
同じものでやるのであれば、いろいろと、この損保に入る人数によってももしかしたら  
単価が変わってくるのかもしれないし、ちょっとその辺の詳しい損保の料金である  
とか、それもちよつと私今、まだ時間なくて調べていないものでござい  
ますので、その費用についてはいろいろと今後もちよつと神戸モデルのほう  
を研究しながら、果たして600万程度で済むものなのか、それ以下で済むもの  
なのか、はたまたその違う神戸市モデルから波及していいもの  
ができたときにはそっちを活用したときにどのくらいの予算規模になるのかとい  
うものを全部含めなが

ら、先ほど長々答弁してしまいましたが、そこにあわせて研究してまいりたいと思っておりますので御理解のほどよろしくお願ひします。

○1番(横田有一) 終わります。

○議長(木下 敏) 以上で一般質問を終わります。

---

### 日程第3

#### 同意第1号 監査委員の選任について

---

○議長(木下 敏) 日程第3 同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、神崎和枝議員は除斥となります。

(神崎和枝議員退室)

○議長(木下 敏) 提案説明を求めます。

町長。

○町長(中宮安一) それでは、同意第1号監査委員の選任についての提案説明を申し上げます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次の者とは、住所、亀田郡七飯町緑町2丁目12番15号。氏名、神崎和枝。生年月日、昭和28年6月16日。

提案理由。神崎和枝氏は、平成11年5月から七飯町議会議員を務められ、現在6期目の任期を迎えております。その間、平成19年6月から平成23年4月まで監査委員を、平成23年6月から同年12月まで議長を、平成27年5月から平成31年4月まで副議長を歴任されております。

神崎氏は、昭和63年4月に旧第一勧業銀行に就職され、平成5年9月に同行を退職した後、同月に旧函館信用金庫に就職し、平成10年12月までの間、函館信用金庫役場派出所において勤務され、公金の出納事務に携わっておりました。

財務管理及び行政運営に関し優れた識見を有しており、監査委員として適任であることから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第54項により討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第1号監査委員の選任について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

神崎和枝議員の除斥を解きます。

(神崎和枝議員入室)

---

### 日程第4

#### 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

---

○議長(木下 敏) 日程第4 承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、承認第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり、令和元年度七飯町一般会計補正予算第2号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

承認を求めます。

一般会計補正予算第2号は、第1条既定予算の総額に歳入歳出それぞれ191万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億

1,170万8,000円とするものでございます。

このたびの補正は、城岱牧場で預託を受けている家畜の飲料のため整備しているポンプ室送水ポンプ1号機が故障し、既に今年度の牧場業務も開始しており、早急に対応する必要があったことから専決処分したものでございます。

それでは、7ページの歳出から御説明申し上げます。

6款農林水産業費1項5目町営牧場運営費は、需用費として送水ポンプ修繕料191万2,000円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金191万2,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。

承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松議員。

○3番（平松俊一） 1点のみお伺いをいたします。

沢水を集めて、それがために泥を吸ってポンプが傷んだという経過をお聞きしておりますけれども、傷んだ物だけ直すのであれば、同じ現象がまた起こるということになると思います。ということは、沢水を取り入れるための何か改修が必要ではないかと思うのですが、その点について今現在で何かお考えというのはあるのかどうかお聞きします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） ただいまの質問になりますけれども、通常でありますと、牧夫さんが大雨なり、また水上げ時には最初全部清掃して、タンクの中も清掃しております。今回については、水中ポンプの、そのポンプの中のスクリー部分に今まで溜まった部分が摩耗されて、吸えなくなった状態になりますので、今までどおり管理については大雨なり、また通常のポンプ上げには最善の清掃をして対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松議員。

○3番（平松俊一） 今回の執行に関しては問題ないかと思っておりますけれども、しかし次の手を考える必要がある施設だと思います。確かに、その清掃してやるというのは必要なことなのでしょうけれども、沢水に対応するためには、泥だめが必要だと私は思いますけれども、それができていないです。この施設は。ですから、一つ泥だめをふやすのか、もしくはその清掃するところに泥だめのピットみたいなをつくって、そこに排泥のポンプ入れるだとか、そういう改修がなければ、いつまでもこのポンプが傷むという状況は続くかと思っておりますので、その点の考慮だけしていただければと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） ただいまの質問ですが、この事業は平成18年から道営牧場の草地整備やっている中で、道営事業の中で、道のほうが設計して入札して、今現地に入っている状況ですが、今もうそれから10年近くたちますので、その点については、今この改修の中で、今1号機交互で運転している中で、今2号機動いておりますので、今1号機のほうが早急に改善されたら2号機のほうもチェックすることになっておりますので、その全体の中でその泥だめピットというものが必要であれば、来年度予算なりその辺を考えて計上していきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

---

日程第5

議案第30号 七飯町森林環境譲与税基金条例の制定について

---

○議長(木下 敏) 日程第5 議案第30号七飯町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長(川島篤実) それでは、議案第30号七飯町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

御提案いたします議案は、平成31年4月1日に施行後、新たに創設された国の森林環境譲与税に基づくものであります。

国の森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設されました。この森林環境譲与税は、定められた事業用途のとおり、毎年度計画的に執行されることが望ましいことではありますが、市町村によっては単年度の譲与額が少額であり、複数年度分まとめて事業執行するほうがより効果的である場合が想定されることから、総務省より森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において、繰り越しをすることとしても差し支えないと示されたことから、当町においても基金条例を定め、事業の執行と財源管理を行うため、本条例を制定するものであります。

それでは、議案に沿って説明いたします。

第1条は設置で、森林の整備に関する事業並びに森林の整備を担う人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進に関する事業その他の森林の整備の促進に

関する事業に要する経費の財源に充てるため、七飯町森林環境譲与税基金(以下「基金」という)を設置する。

第2条は、積立額で、基金の積み立てる額は、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算で定める額とする。

第3条は、管理で、基金に属する現金は、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる。

第4条は、運用益金の処理で、基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第5条は、繰替運用で、町長は、財政上必要があると認めるときには、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り変えて運用することができる。

第6条は処分で、基金は、第1条に規定する事業を推進するために必要な費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

第2項、前項に規定するもののほか、金融機関に保険事故(預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故をいう。次条第1項において同じ。)が発生したときには、基金を本町の債務の償還に充てることができる。

第7条は、基金に属する現金の保全で、町長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に関する本町の債務との相殺をすることができる。

第2項、前項の規定により相殺をした場合には、相殺した金額の現金を基金に積み立てなければならない。

第8条は委任で、この条例に定めるもののほ

か、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

提案説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） この条例は、土砂崩れや災害を防ぐために大事な整備だと思います。施行の日からということで、平成31年4月ということでもありますけれども、たしかこれは住民税から1人1,000円がこれに充てられるのかなというものかと思っていますので、そのあたりはこれから、これが進むのは4年か5年先でないかな捉えていたのですけれども、段階的に町としてはどのような整備、ここには設置の目的が事業並びに森林の整備を担う人材の育成及び確保というような流れも出ていますので、そういった整備、昔でいえば営林署みたいな形ものを今後町でやっているのかどうか、そのあたりどのように捉えているのか。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） ただいまの質問になりますけれども、住民税の上乗せの1,000円については、森林環境税の創設ということで、平成36年から課税ということで、今回の基金条例については、暫定的に交付税または譲与税の特別会計の借入れに対応する、国が借入に対応してこの借入金については平成35年、36年だから令和6年ですね、そこからの課税を森林環境税の税収を一部をもって確実に償還すると。国のほうは先にとりか、基金を借り入れて先に市町村に対して、環境譲与税を令和元年のこしの10月ころに第1回の歳入として受ける予定であります。

以上です。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 今のところ、その国からの受け入れだけで、町としての整備というか、その考え方と進め方などは、来てないのでしょか。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） これ、事業用途については、基本的なこの環境譲与税の民有林、人工林に対して、民有林に対しての事業で、その中ではソフト事業なり木育イベントとかもありますけれども、基本的には民有林の整備に対して木を切ったり、そのために道路がないとか、そういう場合が管理されていない部分がありますので、その部分に対して基金を積み立てるといって、何年間したら計画的にその道路を整備するとか、そういうふうに充てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） ただいま課長からお答えいたしました。まず補足答弁ということで、先ほど森林環境税、これは国税でございます。施行は平成36年1月1日からということで、住民税が課税になる方から均等割と一緒に市町村が徴収をします。そして、都道府県のほうに納付して、そして国のほうというような流れがあります。

森林環境譲与税につきましては、法が先行いたしまして、本年度から、各全国の自治体に譲与される金額と。課長が答弁したとおり、財源としては今現在ございません。それで、基金として国のほうで借用して、税が執行されて徴収が動いた折には、その部分から今回支消している部分を返納していくというような流れでございます。

また、課長から答弁がありましたけれども、用途についても大分類で6分類、先ほども言いましたが間伐材の整備とか、人材育成の担い手、木材利用の促進、普及啓発、市町村の体制、その他ということで、その部分がございますけれども、そういう用途に限られているということから、それらに準じて町としても計画を立てて順々に基金から支消していきたいと。

ただ、基金の金額も、現在想定される道の試算では、3年間はそんなに多くありませんので、なかなかその1年間だけで事業を実施するというのは厳しいのかなと。そういう部分で基金に積み立てをした中で事業が十分実施できる効果が出るという部分になりましたら、議会の承認を得なが

ら、支消をして、目的を達成していきたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第30号七飯町森林環境譲与税基金条例の制定については、詳細な審査を要することから、経済産業常任委員会に付託し、あわせて閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、経済産業常任委員会に付託し、あわせて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第6

#### 議案第31号 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第31号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、議案第31号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案説明いたします。

本年5月15日、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布、同日施行されました。この改正は、衆議院議員選挙のある年の定例改正として最近の物価変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の見直しを行っており、選挙執行経費である投票所立会人等の報酬も改正となることから、国の法律に準拠し定めている関連条項の一部を改正するものでございます。

それでは、議案関係資料1ページ、資料1の七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をごらんください。

別表（第2条、第4条）関係の13の項及び14の項中、「8,800円」を「8,900円」に改め、15の項中、「1万700円」を「1万900円」に改め、16の項中「9,500円以内」を「9,600円以内」に改めます。

議案に戻りまして、附則をごらんいただきたいと思います。

この条例は、公布の日から施行する。  
以上で、議案第31号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第31号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7

#### 議案第32号 七飯町税条例等の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第32号七飯町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（広部美幸） それでは、議案第32号七飯町税条例等の一部改正を求めることについて

て御説明いたします。

このたびの改正は、平成30年度の地方税法等の改正により、令和元年10月1日以降、自動車取得税が廃止される一方、自動車の取得者に対して課される自動車税環境性能割及び軽自動車の取得者に課される軽自動車税環境性能割が創設され、軽自動車税環境性能割に係る賦課徴収については、当分の間、市町村にかわり、北海道が行うこととされており、これに関係する七飯町税条例の改正は、平成30年第3回定例会において議決いただいたところでございます。

その後、北海道が道内全市町村の関係条例を精査したところ、新たに条例附則の整備が必要であることが判明し、道と市町村間の事務負担の増加が少なく、納税義務者や販売業者等に混乱を生じさせないために、軽自動車税環境性能割の非課税及び減免について、道の規定する自動車税環境性能割と同様の取り扱いとなる必要があるため、七飯町税条例を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、議案関係資料2ページからの新旧対照表に掲載しておりますので、この表により説明させていただきます。

附則第15条の3中、「軽自動車に対しては」の次に、「北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条の次に次の1条を加えるものです。

見出しは、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例です。

第15条の3の2、当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例に定める自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車とする。

第2項、前項の規定に該当する三輪以上の軽自動車に対して法第445条第2項の規定の適用を受けるための手続その他、必要な事項についてはこの条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

次に、議案の附則に戻りまして、この条例は令和元年10月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほ

どお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第32号七飯町税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8

#### 議案第33号 七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第33号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、議案第33号七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされていますが、平成29年12月26日に閣議決定された平成29年の地方からの提案等に関する対応方針で、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務、権限については平成31年度から指定都市も実施できるとされたため、関連する七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正するもの  
でございます。

それでは、議案関係資料の3ページ、資料3を  
をごらんください。

七飯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例。

新旧対照表により御説明をさせていただきます  
です。

第10条第3項中、「都道府県知事」の次に  
「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
252条の19第1項の指定都市の長」を加えま  
す。

議案に戻っていただき、附則として、この条例  
は公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま  
す。

横田有一議員。

○1番（横田有一） この下線のある地方自治法  
第252条の19第1項の指定都市の長というの  
は、具体的にどこのことを言っているのですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） これについ  
て、ちょっと私のほうでも確認をさせていただきます  
まして、北海道で言いますと札幌市、札幌市の長  
がこの研修を実施して資格を与えることができる  
ということで確認をしております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑はございませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号七飯町放課後児童健全育成事業の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正について、原案のとおり可決することに御異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されまし  
た。

日程第9

#### 議案第34号 七飯町保健福祉在宅サー ビス条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第34号七  
飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正につい  
てを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第34  
号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部を改正  
する条例の提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、障害者差別解消法により障  
害者への合理的配慮、平成28年6月2日に閣議  
決定された日本1億総活躍プランにおいて、障害  
者の活躍支援が求められております。また当町の  
第4期障害者プランにも、社会参加就労支援の充  
実を目標としていることから、障害者自動車運転  
免許取得費助成事業の対象者である身体障害者に  
新たに加え、新たに療育手帳を有する方、精神障  
害者手帳を有する方を加え、障害者の社会参加、  
就労支援を従事させる改正でございます。

それでは、議案関係資料4ページをごらんく  
ださい。

資料4の七飯町保健福祉在宅サービス条例新旧  
対照表でございます。

16条中、「身体障害者」を「障害者」に改め  
ます。

議案に戻っていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から  
施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げ  
ます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま  
す。



横田有一議員。

○1番(横田有一) 今の福祉課長の説明では、これ、障害者というのは、3障害でなくて身体と知的ということといいと。それで、手帳の持っている方という、そういうくくりでいいのかということと、最近、事故でてんかんの方が事故を起こしたというのはあるけれども、そういうのはどういふふうになるのか。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳収) 今回拡充いたしましたのは、精神障害者手帳を有する方、療育手帳を持っている方。今までは、身体障害者手帳を有する方だけだったのが、3障害の手帳を有する方という方になります。

先ほどのてんかんの持病を持っている方の部分については、今回のこの条例のほうの改正には含まれないという形でございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第34号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10

議案第35号 七飯町地区計画の区域内  
における建築物の制限に関する条例の  
一部改正について

---

○議長(木下 敏) 日程第10 議案第35号七飯町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長(寺谷光司) それでは、議案第35号七飯町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを提案説明いたします。

今回の改正の内容でございますが、七飯町都市住計画審議会での審議や北海道との協議を経まして、大中山1丁目地区が用途地域が第1種住居地域から準工業地域に決定されました。

また、本地区に地区計画を策定することにより、既存の住環境を維持すること、地域コミュニティーの機能の形成を図ることにより、賑わいと魅力あるまちづくりを実現することを目的としてございます。

この用途変更及び地区計画につきましては、令和元年6月12日付で北海道と七飯町において決定されております。このことから、本条例に大中山1丁目地区を追加するものでございます。

それでは、議案関係資料によりまして御説明いたします。

5ページの新旧対照表をごらん願います。

別表第1、本町4丁目地区地区整備計画区域の次に加えるものです。

名称は、大中山1丁目地区地区整備計画区域を加え、区域は、都市計画法第20条第1項の規定により告示された函館圏都市計画大中山1丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域を加えるものです。

次に、別表第2、本町4丁目地区地区整備計画区域の次に加えるものです。

名称は、大中山1丁目地区地区整備計画区域として、(1)自動車教習所、(2)畜舎(床面積の合計が15平方メートル未満のものを除く。)、(3)法別表第2(ほ)項に掲げるもの(原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるものであって、地域資源の活用又は観光・物産振興に寄与し、かつ、危険性及び環境を悪化させるおそれが非常に少ないものとして、あらかじめ町長が都市計画審議会の同意を得て許可したものを除く。)を加えま

す。

次に、別表7、本町4丁目地区地区整備計画区域の次に加えるものです。

名称は、大中山1丁目地区地区整備計画区域。大中山1丁目地区地区整備計画区域として、道路車線の制限に係る建築物の各部の高さは、当該部分から全面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得た数値。隣地車線の制限に係る建築物の各部の高さは当該部分から隣地境界線までの水平距離の1.25を乗じて得たものに20メートルを加えた数値、を加えます。

7ページをごらんください。

函館圏都市計画大中山1丁目地区地区計画の位置図でございます。薄紫色に赤の線で囲んだ部分が計画位置でございます。計画地域は、JR函館本線の大中山駅から国道5号線の間、北側を普通河川中島川に、南側を道道大野大中山線に囲まれた面積約4.6ヘクタールでございます。

8ページをごらんください。

薄紫色の赤枠で囲んでいる部分が計画地域の詳細となります。

議案に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 関係資料の6ページの改正後のところに、床面積の合計が50平方メートルを超えるものであって、地域資源の活用又は観光・物産振興に寄与し、かつ、危険性及び環境を悪化させるおそれが非常に少ないものとして、あらかじめ町長が都市計画審議会の同意を得て許可したものを除くとなっているのですけれども、この地域資源の活用とか、これって何を言っているのかわかってちょっとわからないので、地域資源の活用又は観光・物産振興に寄与し、かつ、危険性又は環境を悪化させるおそれがある、これちょっと中身教えてください。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 地域資源の活用と

いうことで、まずはでございますけれども、例えば七飯の農作物を使った工場ですとか、そういうもの、地場産品を使うということが地域の資源の活用という大きな捉えになろうかと思っております。

また、観光・物産振興ということで、こちらについては、七飯町の観光や物産振興、それに伴うものについて、であろうというものに関して、については認めていこうと。50平米以上の工場でもということで、なおかつ危険性、火薬だとかそういうものを扱うものではないところということで、危険性が非常に少ないと認められるということで、それは都市計画審議会のほうで審議していただいて決定していただくという流れになります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 地域資源というのはわかったのですけれども、観光・物産振興って、七飯町の観光と違ってさっき言ったのですけれども、それってどういう意味だかよくわからないので。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 七飯町の観光・物産振興ということで、先ほどもいいましたけれども、地域資源を活用して、なおかつ見学とか、そういう部分で観光にもできるとか、そういうふうには物産振興、いわゆるつくっているものもここで作っているのですよという形で、イコール宣伝とそういうものを兼ねて、地域のコミュニティーを活用しながら、そこを活気を出していこうということで、あくまでも住宅環境の維持を図りつつ地域のコミュニティー機能ということで、そういう部分も合わせて、工場でも見学ができるような、そういうふうにして誘致を図ってきたいということでございますので、御理解のほどお願いしております。

○1番（横田有一） 終わります。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第35号七飯町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11

**議案第36号 平成16年度台風による被害農家が借入する資金の利子助成金交付条例の廃止について**

○議長(木下 敏) 日程第11 議案第36号平成16年度台風による被害農家が借入する資金の利子助成金交付条例の廃止についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長(川島篤実) それでは、議案第36号平成16年度台風による被害農家が借入する資金の利子助成金交付条例の廃止について、提案説明をさせていただきます。

本条例は、平成16年度、天災台風15号、台風18号により、被害を受けた農業者が借り入れる営農資金等の実質金利を引き下げのための農業支援策で、七飯町が予算の範囲内で利子補給を行ったことに伴い、その後の借り入れ対象者16名の利子助成事業が終了したことから、本条例を廃止するものであります。

議案をごらんください。

平成16年度台風による被害農家が借入する資金の利子助成金交付条例を廃止する条例。

平成16年度台風による被害農家が借入する資金の利子助成金交付条例(平成17年条例第6号)は、廃止する。

附則。この条例は令和元年7月1日から施行する。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第36号平成16年度台風による被害農家が借入する資金の利子助成金交付条例の廃止について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

**散 会 宣 告**

○議長(木下 敏) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時13分 散会

